

事務監査請求監査結果報告書

吉野町監査委員

事務監査請求結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第75条第1項の規定による事務監査請求について、同条第3項の規定により監査を実施した。

第1 監査請求代表者の住所・氏名

住 所 奈良県吉野郡吉野町大字〇〇
氏 名 〇〇 〇〇

第2 請求の要旨

（1）請求の趣旨

吉野町が新たにごみ処理政策の策定の際、さくら広域環境衛生組合（以下「組合」という。）から脱退した場合と組合に加入していた場合とを比較し、どちらが吉野町民にとって経済的に有利であるかを比較検討することを求める。

（2）請求の理由

- 1 吉野町は、平成27年11月30日締結した奈良県南部地域ごみ処理広域化に関する事務推進協定書に基づき設立された組合に参加したが、平成31年1月16日、組合から脱退した。その結果、「ごみ処理基本計画」を策定した平成21年3月に逆戻りしている。
- 2 中井吉野町長は、ごみ処理政策の検討過程の透明性を確保し、町民との情報共有を重ね財政負担の少ない安心且つ持続可能なごみ処理の実現を図り、説明責任を果たすと町長就任の挨拶で述べている。吉野町は、組合から脱退した根拠とプロセスを明確にしなければならない。それは、意思決定の「見える化」であり、「見える化」の名宛人は、主権者たる吉野町民であり、吉野町の説明責任の名宛人は、主権者兼納税者である吉野町民である。

ごみ処理政策の検討過程の透明性の確保のためには、吉野町が組合に参加していた場合と脱退した場合とを比較検討して初めてごみ処理政策の検討過程の透明性が実現できたことになり、その際、吉野町が組合に参加し事業を協働してきたことによって得た知見が新たなごみ処理政策の策定にあたり有効に活用され有益であったこと等を確認する必要がある。そうでなければ、脱退する迄に組合に支出した吉野町民の血税である町費が無益無駄な支出となり、脱退を決断した当時の町長及び町議会の議員の責任は重い。

- 3 組合から脱退した当時の北岡町長及び北岡町長のごみ政策を引き継いだ現中井町長等は、吉野町民に対し、組合から脱退しても吉野町民の血税が無駄になっていないことの資料を示して具体的に説明し、理解を得ることによって、はじめて、組合に加入していたことが、新たなごみ処理政策の策定に役立ち有益となり、吉野町民の血税が有効に利用されているとする説明責任を果たしたことになる。

4 よって、請求者らは、北岡元町長及び中井町長並びに組合に議員として参加していた議員が組合に加入した経緯と脱退した経緯を詳細に吉野町民に対し、組合から脱退した方が吉野町民にとって経済的に有利であることを説明し、説明責任を果たすことを請求する。

第3 監査請求の受理

本事務監査請求（以下「本請求」という。）は、法第75条第1項の規定及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第99条において準用する同令第96条第1項に規定する署名者数が法定数に達しており、かつ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第10条に規定する様式を整えていると認めたので、令和2年11月2日にこれを受理し、同日請求の要旨を吉野町監査委員会告示第2号により告示するとともに公表した。

第4 監査請求受理に至る経緯

令和2年 8月24日 事務監査請求代表者証明書交付申請書の提出
令和2年 9月 1日 事務監査請求代表者証明書を交付し、その旨告示
令和2年 9月29日 事務監査請求署名簿の受理（選挙管理委員会）し、同日から審査開始（選挙管理委員会）
令和2年10月16日 事務監査請求署名簿の審査終了（選挙管理委員会）
署名簿冊数 23冊
署名総数 1,539人
有効署名数 1,469人
無効署名数 70人
選挙人名簿登録者数 6,150人（令和2年9月1日現在）
有権者総数の50分の1 123人
令和2年10月17日～10月23日 事務監査請求署名簿の縦覧（選挙管理委員会）
令和2年10月23日 縦覧期間中の異議申立て無し 有効署名の総数確定
令和2年11月 2日 事務監査請求署名簿の返付（選挙管理委員会）
令和2年11月 2日 事務監査請求書の提出
令和2年11月 2日 事務監査請求書の受理
令和2年11月 2日 事務監査請求代表者の住所氏名及び請求の要旨の告示・公表

第5 監査の実施

1 監査の対象課

暮らし環境整備課

2 監査の期間

令和2年11月2日から令和3年3月26日

3 事務監査請求の要旨

第2のとおり。

4 監査の方法（事務監査実施計画）

本請求は法第75条に基づく直接請求による事務監査である。従って、監査にあたっては、同法の趣旨に従い、監査の対象部課に対して関係書類及び資料の提出を求め、監査を実施した。なお、本請求の要旨から、法第199条の2の規定に抵触するとして、議会選出の中西利彦監査委員の排斥を行い、代表監査委員の木村利己が監査した。

本請求の要旨の各項目について監査判断を行うため、事務監査の実施にあたって、次の観点で事実の確認を行った。

・さくら広域環境衛生組合が設立に至るごみ処理の広域化の背景、構成町村での検討・協議から吉野町が組合を脱退するまで経緯を明らかにすること、また脱退までの間の本町の負担金、行政、議会での意思形成過程を確認し、住民への情報提供の機会や、組合継続と組合脱退後の新たなごみ処理施策とのコスト比較に資する事実を確認する。

また、法第199条第8項の規定に基づき、次のとおり関係人の事情聴取等を行った。

①対象課からの関係書類及び資料の提出

関係課に対し、受理後（令和2年11月2日）から随時、必要な関係書類及び資料の提出を求めた。

また今回の事務監査に伴い、奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会（事務局：大淀町役場環境整備課）に、同協議会会議の関係資料、議事録を。さくら広域環境衛生組合には、正副管理者会議における関係資料、議事録、さくら広域環境衛生組合全員協議会の関係資料、議事録の提供を求めたが、いずれも「率直な意見交換もしくは意思決定の中立が不当に損なわれないようにするために非公開であり、提出を求める資料を提供することが出来ません」との回答であった。非公開資料を除く提供された資料は、さくら広域環境衛生組合議会における議案書、会議録、さくら広域環境衛生組合の計画関係資料である。これら組合関係資料とともに、吉野町議会会議録、吉野町職員が作成した復命書等の担当課からの提出資料、関係人の事情聴取の内容等により事実確認をおこなった。

②関係人の事情聴取

関係資料及び資料の整理後、確認事実をもとに当時の管理職員に事情聴取

- ・令和3年2月9日 暮らし環境担当参事（当時）

現在は、再任用後、暮らし整備課参与として在籍中

- ・令和3年2月9日 さくら広域環境衛生組合派遣職員（当時）

現在は、暮らし環境整備課所属の会計年度任用職員として在籍中

第6 監査の結果

本請求の要旨の各項目について監査結果を示すまでに、本請求の要旨を踏まえた観点で項目別に事実確認した結果は、次のとおりである。

(1) さくら広域環境衛生組合に加入した経緯と組合脱退に至った経緯についての事実

①さくら広域環境衛生組合設立に至る背景と経緯

吉野郡内7町村（吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・川上村・東吉野村）で構成される新たな枠組みでの一般廃棄物処理の広域化への動きは、奈良県が市町村と力を合わせて、県と市町村間の新たな連携の構築を目指す「奈良モデル」の中で検討された。

平成23年度第4回奈良県・市町村サミットでは、平成21年度に明日香村が事務局となり、安定的な一般廃棄物処理の継続、一般廃棄物処理の広域化をテーマに、県と市町村の担当職員が作業部会を設置し検討作業を始め、翌年度から県が事務局となり継続検討することが報告されている。（H24.1.31.同サミット記録・県HP）

「奈良県・市町村サミット」（知事と市町村長が一堂に会し、課題の共有や意見交換を行う場）が定期開催されるなかで、広域処理の効果等を確認し、広域化への足掛かりとなる枠組づくりの必要性が市町村長にも認識・共有された。平成22年度には10業務の検討会がおこなわれ、そのうちのひとつに「安定的なごみ処理（一般廃棄物）の継続」業務が挙げられている。

「奈良モデル」は、奈良県独自の事業手法で、小規模な町村でも住民サービスが提供できるよう実行が難しい業務を県が代わりに行う垂直補完や市町村間の水平補完の実現を目指し、県と市町村の持つ行政資源を活用して、業務の効率化と質の向上を目指す取り組みである。この「奈良モデル」のメリットとしては、市町村が単独で行うより経費が削減できることが挙げられている。（平成22年10月号・平成23年7月号 県民だより奈良掲載記事参照）

平成24年度には、「安定的なごみ処理（一般廃棄物）の継続」業務について、県が市町村の意向を受けて、ごみ処理広域化のコストシミュレーション調査や検討会議の運営

等と支援することを受けて、吉野広域行政組合と南和広域衛生組合は、各々の焼却施設の地元協定期限等で共通する課題があったことから、関係7町村は、県が支援するこの調査検討に連携して参加し、実務的な検討を開始している。

平成25年度には、前年度(平成24年度)の調査検討により広域化による検討成果を踏まえ、実務的な検討を継続し、関係7町村は、ごみ処理の安定・継続処理を確保するためには、広域化を視野に入れて今後更に関係町村が連携して専門的、実務的な検討に取り組むことが必要となったことから、平成25年11月18日開催の「奈良県・市町村サミット」の機会を活用して、引き続き、関係7町村長により検討を進めていくための協議会「奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会」が設立され、同協議会事務局が大淀町役場内に設置された。

平成25年12月4日、平成25年第4回吉野町議会定例会の北岡町長は行政報告で「18日(中略)県南部地域ごみ処理広域化協議会というのがございました。いよいよ南部地域のごみ処理に関する動きが始まったところでございます」(H25.12.4.町議会会議録町HP)と述べている。平成26年度第5回奈良県、市町村長サミットでもこれまでの検討成果(H22~H23)を継承して、一般廃棄物処理の広域化について、県は関係市町村への打診や議論の機会づくり、地域の現状や将来見通し等について、県南部地域の3町4村の意向を受けて広域化の枠組みづくりを促進し、調査検討に当たっての技術的な支援を行っていくとしている。(H26.12.24.同サミット記録 県HP)

同協議会では、平成26年度に協働で取り組む事業(案)を検討・調整し、各町村がその負担金を予算措置することとなった。「奈良県南部地域ごみ処理広域化の促進について(検討資料)平成26年3月 県南部7町村協働検討(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村)」には平成26年度当初事業計画・予算(案)が示され、同事業計画・予算は、平成26年3月31日に協議会総会で議決(書面決議)されている。吉野町は、平成26年度吉野町一般会計予算に所要に負担金を計上している。

***奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会 平成26年度当初予算案**

歳入歳出予算総額：12,825千円

歳入予算内訳：9,535千円(「奈良モデル」推進補助金：補助率3/4)
3,290千円(町村負担金470千円×7町村)

歳出予算内訳：12,714千円(事業費)

うち10,800千円(専門調査業務委託料)

うち1,914千円(臨時職員雇用：1名分)

111千円(運営費：会議費・事務費)

同資料には、平成24年度に奈良県と関係7町村が協働参加して実施した「広域化コストシミュレーション」が参考資料として人口推移・ごみ焼却量の推移・現有施設建替(南和広域+吉野広域)と広域化(2施設を1施設)した際の経費比較(広域化により約17億円(2

0年間)コスト縮減効果)がまとめられている。この資料を用いて、平成26年3月7日、平成26年第1回吉野町議会定例会産業建設委員会で担当課が説明している。

同定例会第3日目の産業建設委員会委員長報告で、「生活環境課所管の奈良県南部地域ごみ処理広域化の促進について、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村での広域における人口、ごみ量、経費等の推移の検討・調査を進めている旨、説明を受け、7町村での広域化だけでなく、他の枠組みの検討も並行して行うことの申し入れをいたしました。」と報告されている。(H26.3.14.町議会会議録 町HP)

平成26年度には、奈良モデル推進補助金を活用して、7町村協働調査事業が実施されている。奈良県南部地域ごみ処理広域化検討調査業務をコンサルタントに委託。同協議会にも作業部会を設置し具体的な検討が進められている。

担当課提出資料から協議会設立から検討調査がまとまる迄の経緯は次のとおり。

- ・平成25年11月18日 奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協会設立
- ・平成26年 1月27日 同協議会幹事会 (H26 事業計画・予算等協議)
- ・平成26年 2月25日 同協議会幹事会 (” ”)
- ・平成26年 3月26日 同協議会幹事会 (” ”)
- ・平成26年 3月31日 同協議会総会 (H26 事業計画・予算 書面議決)
- ・平成26年 5月29日 同協議会幹事会 (H26 スケジュール、検討調査作業部会設置)
- ・平成26年 6月19日 検討調査作業部会 (第1回)
- ・平成26年 7月14日 検討調査作業部会 (第2回)
- ・平成26年 8月 6日 検討調査作業部会 (第3回)
- ・平成26年10月29日 検討調査作業部会 (第4回)
- ・平成26年11月25日 同協議会幹事会 (検討調査の中間まとめ)
- ・平成27年 3月27日 同協議会幹事会 (H27 事業計画・予算等協議)
- ・平成27年 3月30日 同協議会総会 (H27 事業計画・予算 書面議決)

***奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会平成26年度決算**は次のとおりである。

歳入決算額：11,345,000円

内訳： 3,290,000円 (町村負担金470千円×7町村)

8,055,000円 (奈良モデル推進補助金：補助率3/4)

歳出決算額：10,763,563円

内訳：10,763,563円 (事業費)

うち奈良県南部地域ごみ処理広域化検討調査業務 9,396,000円

うち臨時職員雇用(1名) 1,343,348円

24,215円 (運営費：会議費6,895円・事務費17,320円)

歳入歳出差引残高 581,437円

※平成26年度同協議会に吉野町が負担した金額は、470,000円である。

平成27年3月30日には、同年度に実施した検討調査事業の成果をもとに実務的検討を継続し、事業実施に向けた方向性が定まるなかでの次年度事業計画・予算が同協議会総会で議決（書面議決）されている。吉野町は、平成27年度吉野町一般会計予算に所要の負担金を計上している。

***奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会 平成27年度当初予算案**

歳入歳出予算総額： 1, 631千円
歳入予算内訳： 1, 050千円（町村負担金150千円×7町村）
580千円（繰越金）
1千円（諸収入）
歳出予算内訳： 1, 527千円（事業費）
うち1, 527千円（臨時職員雇用1名分）
104千円（運営費：会議費10千円・事務費94千円）

平成27年度には、4月に構成町村長に県南部地域ごみ処理広域化に関して、同推進協議会事務局（大淀町）と幹事会代表が各町村長に意見ヒアリングを実施している。吉野町長への意見聴取は、平成27年4月20日に行われている。

北岡町長は、新病院で過疎債を充てており過疎債の所要額確保が課題、平成26年度検討調査ではフェニックスへの最終処分を与件としているが、吉野3町村は自前で最終処分場を所有・稼働している。吉野3町村としては、これの継続使用も検討する必要がある。」と意見として回答したことが、担当課提出資料から確認できる。

平成27年5月には「奈良県南部地域ごみ処理広域化検討調査（概要）」がまとめられている。

この検討調査の内容については、担当課から提出された資料によると、6月4日、5日両日にわたって開かれた平成27年第2回吉野町議会定例会産業建設委員会において、検討調査概要資料について説明を行っている。その説明要旨は次のとおりである。

・平成26年度に県の奈良モデル推進補助金を活用して、ごみ処理広域化の実現化を検証するための技術的・専門調査を実施してできた成果物の概要版をもとに説明。

・調査目的は、県南部地域の関係7町村における安定的なごみ処理を継続させるため、効果・効率的な事業規模やシステム構築の観点から、現処理施設（吉野三町村クリーンセンター、南和広域美化センター）の統合整備・運営について専門的に検証するもの。この検討にあわせて、新たな広域化施設の地域振興拠点としての活用についても検討した。

・調査実施主体は、奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会の構成7町村。

・調査の前提条件として

(1) 新統合施設の供用開始時期の設定については、施設整備に要する期間、及び現処理施設（吉野三町村クリーンセンター、南和広域美化センター）の地元協定

期限等を踏まえ、新たに整備する処理施設の供用開始の時期を平成33年度に仮設定し、調査で検討する新統合施設の運営期間は、平成33年度から平成52年度の20年間と設定。

- (2) 検討対象施設は、焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設。調査における整備費用の検討対象は、施設本体の整備費。なお新たな広域化施設の立地場所が未定のため、用地・造成費、進入路整備費、周辺環境整備費等は費用検討の対象外としている。
- (3) 財源計画については、調査時点の現行制度（交付金については、循環型社会形成推進交付金。起債については、一般廃棄物処理事業債、財源対策債、過疎対策事業債。）により設定し、町村毎で必要となる各町村の実質負担額予算フレームを検討。
- (4) 将来人口の予測については、各町村の平成25年度における住民基本台帳人口基点にして国立社会保障・人口問題研究所の推計人口ベースで推計。
（平成25年度における7町村人口合計は40,325人、平成52年度で平成25年度比約▲40%の23,166人）
- (5) ごみ排出量の予測については、町村毎に、将来人口に（事業系一般廃棄物含む）一人1日あたりのごみ排出量を乗じて推計。平成25年度における7町村ごみ排出量合計は、6,965トン。南部地域における一人1日あたりのごみ排出量は、平成21年度から平成25年度までの実績値により推計したもので、800g。人口同様にごみ排出量は減少していく予測であり、引き続き、計画的かつ効率的な運営実施のための検討・精査を行う必要がある。また、ごみの減量により発生する処理能力の余力については、災害時の受入枠（相互支援含む）として活用することも視野に入れ、施設の運営について検討していく必要がある。
- (6) 新統合施設の処理能力規模については、今回の検討調査において新統合施設の運営期間を平成33年度から平成52年度の20年間で設定していることから、20年間のごみ排出総量は、173,000トンと推計。期間内で初年度の平成33年度のごみ排出量（10,396トン）が最大になると予測し、新統合施設は、これに対応できる規模で検討した。

- *新統合施設の必要能力推計
- ・焼却施設：30トン/日
 - ・粗大ごみ処理施設：7トン/日
 - ・資源化施設：5トン/日

平成52年度時点で、焼却施設においては、20トン/日処理する必要がある。現在の各処理施設能力は、南和広域美化センター（40トン/日）、吉野三町村クリーンセンター（25トン）であることからごみ量が減少していく平成52年度には、すくなくとも現在の吉野三町村クリーンセンターと同程度の処理能力が必要。

・新統合施設に係る事業費推計について

(1) 施設整備費（イニシャルコスト）

前提条件の平成33年度のごみ処理排出量に対応できる新統合施設の必要能力【焼却施設15トン×2炉、粗大ごみ処理施設7トン/日、資源化施設】の施設本体の整備費について、施工監理費、調査費を含め、プラントメーカー2社の参考見積、及び既存施設の事例等を基に試算。（焼却施設：4.1億円、粗大ごみ施設・資源化施設：1.4億円 総概算額5.5億円）

(2) 運営費（ランニングコスト）について

施設運営費について現在の南和広域美化センターと同規模での運営となることから、南和広域美化センターの実績値及び他事例等を参考に、点検補修費、用務費（光熱水費、消耗品費）、人件費にかかる経費（概算）について推計。

（推計施設運営概算額：年間約3億2千万円）

(3) 収集運搬費について

施設立地場所が特定できていないこと、ごみ減量化と連関する将来の事業費を合理的に推計することが困難なことから、今回調査では平成25年度の各町村実績値を基に、施設共用開始年（想定）の平成33年度の事業費を推計。（7町村の収集運搬に係る経費の合計額としては、年間3億3千万円）なお、将来的にごみの減量化によりコスト減となる要因としては、①収集運搬車両の減②収集運搬人員の減③車両燃料の減などが考えられる）

*調査による事業費推計（再掲）

・施設整備費 約5.5億円

内訳 焼却施設：4.1億円・粗大ごみ施設・資源化施設1.4億円

・運営費 約6億5千万円（年間）

内訳 施設運営費：3億2千万円（年間）

収集運搬費：3億3千万円（年間）

・各町村の実質負担額推計について

(1) 施設整備費（イニシャルコスト）約5.5億円について各町村の実質負担額を算出するために、本調査ではやまと広域環境衛生事務組合（御所市・田原本町・五條市）を参考に、対象経費の9割を平成33年度の推計値によるごみ量割、1割を均等割で仮設定して試算。

(2) 財源については現行制度（補助金については、循環型社会形成推進交付金。起債については、一般廃棄物処理事業債、財源対策債、過疎対策事業債。）を活用し、起債による交付税措置分を鑑み、各町村の実質負担額を算出。

*この試算前提で施設整備費に要する経費（約5.5億円）に対する各町村の実質負担額合計は約1.5億円。そのうち吉野町の実質負担額は、2億4千8百万円。

(3) 施設運営費（ランニングコスト）については、施設運営費推計年間3億2千万円を基に対象経費を平成33年度の推計値によるごみ量割で仮設定して、各町村の負担額を試算。*これによる吉野町の年間負担額は7千5百万円。

(4) 収集運搬費については、平成25年度の各町村実績値を基に算出。

*吉野町は年間6千6百万円。

・施設運営費と収集運搬費については、交付金や起債の対象とならないことから各町村は自主財源確保が必要。

・広域化による施設整備と市町村委託又は民間委託との比較考量について

(1) 市町村委託の県内の事例から7町村が南部地域以外の市町村へ委託した場合
・山添村、川西町、三宅町が天理市に委託している事例から当該3町村のごみ処理量、ごみ処理委託費を基に1トンあたりのごみ処理単価を試算。（1トンあたり21,300円）

・これをもとに7町村が南部地域以外の市町村へ委託した場合、平成33年度から平成52年度までの20年間のごみ排出総量173,000トンに試算した1トンあたりの単価を乗じた委託処理費と南部地域からの運搬費が必要として試算した処理は20年間で5.0数億。年間約2億5千万円必要。

(2) 民間委託した場合

・斑鳩町が県外業者に民間委託している事例。平成25年度一般廃棄物実態調査による斑鳩町のごみ処理量、ごみ処理委託費を基に1トンあたりのごみ処理単価を試算。（1トンあたり34,300円）なお斑鳩町は、委託費とは別に町内にごみ積替施設を整備・運営している。

・これを参考として、7町村が民間へ委託した場合。平成33年度から平成52年までの20年間のごみ排出量173,000トンに試算した1トンあたりの単価を乗じた民間委託費は20年間で5.9億円となり、年間約3億円。

(3) 比較考慮における検討のポイント

・県南部地域における広域化による施設整備と南部地域以外の市町村委託又は民間委託と比較考量する場合、いずれの場合も南部地域内における収集運搬費は同様となるので比較対象とせず、経費面については、今回、新設の整備・運営に要する事業費と委託費を比較考量した。

これによると他地域の市町村委託（約2億5千万円/年）・民間委託（約3億円/年）に対して、新統合施設の運営費は約3億2千万円。但し、市町村委託、民間委託の場合についても、ごみ積替施設の整備・運営が別途必要。

・新統合施設整備（約5.5億）の各町村の実質負担額の合計は、約1.5億円であるが、ほとんどが起債対象で、12～15年で償還されることから、実質はこの償還期間において、7町村合計で毎年1億程度の一般財源を確保することが必要。この経費負担については、一般廃棄物処理の安心・安全の対価として妥当とするかが経費面での評価のポイントとなる。

・市町村委託の場合、実際に受託先が確保できるかが現実的な問題であり、民間委託の場合は「安定的なごみ処理の継続」の観点、受入先の自治体・地域住民に理解を得る観点か慎重に判断する必要がある。

・町村委託の場合、新規参入となれば、それまでの施設整備費や大規模修繕費に見合う相応の負担を求められる可能性を想定されることや、将来的には施設の更新整備や大規模な修繕が必要となり、その際には相応に負担が求められると考えられる。

・これらを踏まえたうえで、新統合施設整備の各町村実質負担額の合計約1.5億円について、この償還期間において、7町村合計で毎年1億円程度の一般財源を確保することが、一般廃棄物処理の安心・安全の対価として妥当とするかどうかであると考えている。

以上が調査資料を基に担当課が産業建設委員会で説明した内容である。この説明について平成27年6月10日、平成27年第2回吉野町議会定例会第2日目の産業建設委員会委員長報告で、「生活環境課所管の奈良県南部地域ごみ処理広域化検討調査の概要説明について、奈良県南部7町村でつくる奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会において、安定的なごみ処理を継続させるため、効果・効率的な事業規模やシステム構築の観点から、現在の処理施設の統合整備・運営について検証・検討しており、平成33年度を目途に協議しているとの説明を受けました。」と報告されている。（H27.6.10.町議会会議録 町HP）

平成27年8月10日に開催された奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会平成27年度第1回協議会の吉野町職員が作成した復命書によると、この会議で「奈良県南部地域ごみ処理広域化に関する事業推進協定書（案）」、組合設立までの事業推進スケジュール（案）について協議され、異議なく承認されたとある。

これを受けて各町村では、各町村議会の9月定例会で協定書（案）、事業推進スケジュール（案）について説明することが申し合わされた。

吉野町では、9月開会の平成27年第3回吉野町議会定例会産業建設委員会で担当課が説明している。担当課提出資料から、産業建設委員会で協定を締結する趣旨をはじめ、説明の概要は次のとおりである。

・協定締結の趣旨について

協定締結の趣旨は、7町村が一般廃棄物の広域化を図ることを目的に連携して取り組む「奈良モデル」事業手法により、ごみ処理施設の整備を推進し運営を図るに当たり協定書を締結するもの。

・協定書の内容について

一般廃棄物処理の広域化及び継続的な安定を図ることを目的とし、構成団体が連携・協働して取り組んだ協議会の考え方を継承し、ごみ処理施設の整備・運営を推進していくことを目標に協定を締結する。

・新たに整備するごみ処理施設の稼働目標時期は、これまで吉野3町村クリーンセンターと南和広域美化センターにおける各々の焼却施設の地元協定期限で共通する課題があったことから、構成団体は、県が支援する奈良モデル事業として実務的な検討を進めてきたことから、南和広域美化センターの地元協定期限を踏まえ、平成33年4月とする。

・ごみ処理施設の整備を推進し、運営を図るための実行組織として、目標の平成33年4月までにごみ処理施設の整備推進を円滑に進めていく必要があることから、平成28年4月を目途に地方自治法第284条第2項に定める一部事務組合を設立する。

・設立する組合の事務範囲は、構成団体の一般廃棄物の焼却・資源化等の処理とし、既存の最終処分場の利用や収集運搬等の事務については個別の課題として検討・整理する。

・新処理施設建設用地については、組合が構成団体の意向を踏まえ、客観的かつ合理的に評価等を行ったうえで、厳正に選定するものとする。

・費用負担について構成団体は、組合の事業費に対して、対応の立場で協議し、応分の費用負担をする。

新施設の整備推進フロー（想定）について：

*平成28年4月に一部事務組合を設立するためのスケジュール

- ・ 9月 計画支援事業（国交付金事業）に対する奈良モデル補助金要望
- ・ 10月 事業推進協定書締結
- ・ 12月 構成各町村議会で一部事務組合同規約の議決
- ・ 2月 県知事に対して一部事務組合の設立許可申請
- ・ 3月 構成各町村議会で平成28年度事業計画及び予算（各町村負担金）の承認及び一部事務組合議員の選出
- ・ 4月 一部事務組合設立 組合議会にて条例・予算等の議決

*施設整備関連スケジュール（想定）

- ・平成28年度 基本計画 上半期を目途に用地選定

- ・平成29年度 生活環境影響調査、基本設計
- ・平成30年度 実施設計等
- ・平成31年度～平成32年度 施設建設工事
- ・平成33年4月 施設稼働

以上が調査資料を基に担当課が平成27年9月4日、平成27年第3回吉野町議会定例会産業建設委員会で説明した内容である。

この説明について、平成27年9月11日、平成27年第3回吉野町議会定例会第2日目での産業建設委員会委員長報告で、「生活環境課所管のごみ処理広域化の進捗状況については、3町4村での協定書（案）、協議会から一部事務組合設立までのスケジュール等の説明を受けました。」（H27.9.11.町議会会議録 町HP）と報告されている。

平成27年11月30日、構成町村7町村長により「奈良県南部地域ごみ処理広域化に関する事業推進協定書」が調印され、事業推進の合意が確認された。

その内容は、協定書の前書きで、「吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村の3町4村（以下「構成団体」という。）は、一般廃棄物処理の広域化を図ることを目的として連携して取り組む「奈良モデル」の事業手法により、ごみ処理施設の整備を推進し運営を図るにあたり、次のとおり協定を締結する。」とある。

この協定を機に、一部事務組合の設立に向けて事務が進められ、平成27年12月の構成町村議会では組合規約（案）の上程がおこなわれ、全ての町村議会で承認が得られた。

平成28年1月21日、平成27年度第4回協議会が開催され、担当課提出資料のうち当日の復命書によると、平成27年11月27日に締結した「奈良県南部地域ごみ処理広域化に関する事業推進協定」に基づき、広域連携による新たなごみ処理施設の計画・整備を推進するため、「県南部地域（関係7町村）ごみ処理広域化」に関する方針が承認されている。

その方針の内容は次のとおりである。

- ・組合の設立について：組合は、平成28年4月に設立することとし、構成団体は、平成27年12月議会で議決された組合規約に基づき、連携して所定の手続き及び必要な予算措置等を行うものとする。

- ・建設候補地の選定について：建設候補地は、さくら広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が客観的かつ合理的な基準により選定することとするが、構成団体の基本方針として、平成27年10月26日開催の首長会議で確認されたとおり、「建設候補地の選定にあたっては、人口規模、幹線道路等のアクセス、フェニックス等の最終処分場との位置関係から最も効果・効率的な候補地エリアを大淀町内とする。」とする。

大淀町は、平成28年度上期のできる限り早い時期に、候補地を選定・調整のうえ、これを組合に提案することを目指し、関係6町村は、大淀町が取り組む候補地選定業務に協力・支援することとする。組合が、設立当初（平成28年度上半期）に取り組まなけ

ればならないのが、建設候補地の選定業務であり、組合議会もこの審議に集中することになることから、大淀町は、施設立地の実現性等を十分に検討のうえ、組合に対し責任をもって建設候補地を提案するものとし、組合事務局は、大淀町及び構成団体と十分に協議しながら、議案等の調整を行い、組合の円滑な運営を図るものとする。

・平成28年度予算等の措置（構成団体の負担割合）について：予算措置等の基本的な考え方としては、調査・計画から施工、運営に至る各段階で構成団体の負担率を定める必要があるが、当面は、来年度の予算措置に対する負担率を決定することとし、平成29年度以降の負担率については、別途協議するものとする。平成29年度の組合予算に対する構成団体の負担率は、交付金対象事業費については、ごみ量割（平成26年度実績）で負担するものとし、これ以外の経費については、均等割で負担するものとする。

・事務局の体制について：組合設立時は、大淀町が建設候補地の選定及び地元調整等を進めている段階であり、組合事務局は、これに連動して組合運営を行うこととなり、平成28年度に実施する計画・調査事業は、用地選定後に本格化することとなる。このようなことから、事務局体制は、用地決定後に着手する計画調査の段階で増員することを視野に入れ、組合設立時の事務局体制は、事務局長1名、次長1名、係長1名、係員1名の4名体制とし、この職員は、吉野町、大淀町、下市町の3町から派遣することとし、大淀町は、人口規模、施設立地の地元町となることから2名を派遣するものとする。なお、用地決定後は、速やかに定員を3名増員することを予定し、職員の派遣等については別途協議するものとする。」とある。

平成28年1月には、新たな処理施設整備事業にかかる環境省の循環型社会形成推進交付金制度（計画策定対象地域：人口5万人以上又は面積400km²以上の地域・交付率：交付対象経費の1/3）を活用するために、構成町村長連名で県知事、環境大臣に宛て「吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・川上村・東吉野村 地域循環型社会形成推進地域計画」（仮称）さくら広域環境衛生組合循環型社会形成推進地域計画が提出されている。（同計画書は、奈良県知事の承認が同年3月31日付廃対第265号で承認通知があり、環境大臣の承認も同年3月31日付環廃対発第16033146号で承認通知されている。）

組合設立に関しては、平成28年1月28日付けで奈良県知事に「さくら広域環境衛生組合の設立に関する許可申請書」を提出している。申請書面の「組合を設立する理由」には次のとおり記されている。

「奈良県南部地域の関係7町村は、それぞれが加入する南和広域衛生組合、吉野広域行政組合が共通の課題である現有施設の元協定期限（南和広域衛生組合は平成33年3月31日、吉野広域行政組合は平成29年3月31日）であることから、これまでそれぞれが、この課題について対応を検討して参りましたが、平成22年度頃から、県・市町村長サミットの機会を活用して、奈良モデル事業として検討を開始して参りました。

更にもその流れを継承し、ごみ処理の安定・継続処理を確保するためには、より広い枠組

みでの広域化を視野に入れ、連携して専門的、実務的な検討に取り組むことが必要となるとの考えのもと、平成25年度に関係7町村長により検討を進めていくための協議会（奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会）を設立しました。

また平成26年度に県の奈良モデル推進補助金を活用して、ごみ処理広域化の実現化を検証するための技術的・専門調査を実施して参りました。県南部地域の関係7町村における安定的なごみ処理を継続させるため、効果・効率的な事業規模やシステム構築の観点から、現処理施設（吉野三町村クリーンセンター、南和広域美化センター）の統合整備・運営について専門的に検証し、各町村の実質負担額等予算フレームを検討したところ、新統合施設に係る20年間の事業費におきましては、施設整備費（イニシャルコスト）、運営費（ランニングコスト）について、共同で運営する場合の効果が従来の枠組みで行うより大きく現れるとの試算から、平成27年11月30日に事業推進協定を締結し、事業を推進しております。

つきましては、共通の課題の解決に向け、より広域でのごみ処理体制を構築するため、より強固な協議基盤である新たな一部事務組合を設立し、平成33年4月の新施設整備に向け事業推進して参りたいと考えています。」

とこれまでの組合設立申請に至った経緯を交え記している。

この設立許可は奈良県知事から平成28年2月25日付奈良県指令市町村第1041号により、平成28年4月1日を設立許可日として許可されている。

***奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会平成27年度決算**は次のとおりである。

歳入決算額：1,677,882円

内訳：1,095,710円（町村負担金156,530円×7町村）

581,437円（前年度繰越金）

735円（雑収入）

歳出決算額：1,677,871円

内訳：1,667,760円（事業費 臨時雇用職員賃金）

9,391円（会議費）

720円（事務費）

歳入歳出差引残高 11円

※平成27年度同協議会に吉野町が負担した金額は、156,530円である。

奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会に平成26年度、平成27年度の2ヵ年で吉野町が支出した負担金額合計額は、626,530円である。この平成27年度奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会歳入歳出決算については、平成28年6月30日付け協議会総会で承認されている。

担当課提出資料から、奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会における平成27年度

当初から組合設立迄の経緯は次のとおり。

- ・平成27年4月16日 第6回幹事会（H26 検討調査の成果報告）
- ・平成27年4月下旬から6月 推進協議会事務局による各町村長説明（意見聴取）
（吉野町長への説明・意見聴取は、平成27年4月20日）
- ・平成27年4月30日 担当課長会議（各町村長のヒアリング結果報告）
- ・平成27年5月下旬から6月 各町村議会報告（検討調査の成果報告）
（吉野町議会では6月4日産業建設委員会で報告）
- ・平成27年8月10日 平成27年度第1回協議会
（ごみ処理広域化推進スケジュール等の協議）
- ・平成27年9月 各町村議会説明
（事業推進協定書（案）・事業推進スケジュール（案）の説明）
（吉野町議会では9月4日産業建設委員会で説明）
- ・平成27年10月26日 平成27年度第2回協議会
（事業化に向けて必要となる事項の確認と協議）
- ・平成27年11月30日 ごみ処理広域化に関する事業推進協定書締結式
- ・平成27年度第3回協議会（規約（案）の承認と議会上程の合意）
- ・平成27年12月 組合規約（案）の各町村議会における議決
7町村による一部事務組合設立の議会承認
（吉野町議会では12月2日に産業建設委員会で説明。12月8日本会議第2日目に追加議案として上程され、原案どおり可決）
- ・平成28年 1月21日 平成27年度第4回協議会
（事業推進に関する基本方針、事業計画、予算（案）等の協議）
- ・平成28年 2月 3日 「さくら広域環境衛生組合の設立に関する許可申請書」
提出（吉野町）
- ・平成28年 2月25日 組合設立許可（設立許可日：平成28年4月1日）
- ・平成28年 3月 各議会における組合予算等の概要説明
- ・平成28年 3月25日 平成27年度第5回協議会
（管理者の選任協議、予算（案）等の協議）
- ・平成28年 4月 1日 さくら広域環境衛生組合設立

②さくら広域環境衛生組合設立から吉野町が組合脱退迄の経緯

平成28年4月1日にさくら広域環境衛生組合が設立された。

さくら広域環境衛生組合の所在地は、吉野郡大淀町桧垣本2090番地、大淀町役場内である。同時に事務局が設置された。組合の組織体制は、執行機関と議会、監査委員、会計管理者、事務局から構成されている。執行機関は、管理者に大淀町長、副管理者には、管理者を除く6名の町村長が就任し、その会議体として正副管理者会議を設置している。

担当課提出資料で、平成28年6月29日に開催された平成28年度第1回正副管理者会議に出席した担当課職員の復命書によると、「奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会幹事会については、これを残し、今後とも案件について協議を行い、正副管理者会議に提案する。」とあり、町村間の実務レベルの検討・協議を担当職員で構成される同協議会幹事会が、正副管理者会議へ提案する役割を担う位置づけで存続されている。

また担当課復命資料のうち、同組合の正副管理者会議設置要綱では、会議の所掌事項として「第2条(1)さくら広域環境衛生組合規約第3条に定める組合の共同処理する事務に関する重要事項」とある。さらに「正副管理者会議は、一般人への公開はしない。また代理人に議決権はない」としている。(正副管理者会議の協議における過程に関する資料は前述したとおり公開されず、正副管理者会議での合意事項については、協議会と同様に本町職員作成の復命書と関係職員の事情聴取により、経緯の事実を確認している。) 監査委員は、識見者1名、議会選出1名の2名で構成されている。会計管理者は、大淀町会計管理者が兼務となっている。事務局は、発足当初は、事務局長1名、次長1名、係員2名となっている。吉野町は、さくら広域環境衛生組合の設立に伴い設置された事務局へ、参事職1名の職員を平成28年4月1日付けで派遣している。その職員は、組合事務局次長を務めている。組合議会は、14名で構成され、3町4村議会から選出議員各2名で構成される。

組合議会が設立された平成28年度の吉野町議会選出議員として、平成28年6月9日の吉野町議会第2回定例会で西澤巧平議員と上滝義平議員が選挙により選出されている。

(H28.6.9.町議会会議録 町HP)

平成28年度中に開会された組合議会は、平成28年7月20日(平成28年第1回臨時会)、平成28年10月12日(平成28年第1回定例会)、平成29年3月2日(平成29年第1回定例会)の3回にわたって開会されている。(組合事務局提供資料による。以下、同様に組合事務局提供の組合議会提出議案・組合議会会議録を用いて経緯を確認した。)

組合設立後初となる平成28年7月20日開会の第1回臨時会では、議長、副議長の選出が行われたのち、組合内部規定に伴う条例の専決処分報告18件、議案として平成28年度さくら広域環境衛生組合一般会計予算案、他5件、同意案件として、さくら広域環境衛生組合監査委員の選任同意が上程され、これらは全て可決承認された。

平成28年度さくら広域環境衛生組合一般会計当初予算については、専決処分された暫定予算を含め歳入歳出予算総額88,328千円。その内訳は次のとおり。

平成28年度組合一般会計当初予算			(単位：千円)
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	76,995	--	76,995
2 国庫支出金	11,333	--	11,333
歳入合計	88,328	--	88,328
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費	145	--	145
2 総務費	47,358	--	47,358
3 衛生費	39,825	--	39,825
4 予備費	1,000	--	1,000
歳出合計	88,328	--	88,328

平成28年10月12日開会の平成28年第1回定例会では、当初の議事日程のとおり諸報告と管理者行政報告のみ行われ、大淀町からさくら広域環境衛生組合に提案された建設候補地、今後の事業推進スケジュールについて、組合管理者の行政報告の中で、「定例会開催にあたりまして、2点ご報告を申し上げたいと思います。まず、第1番目は、ごみ処理施設候補地についてであります。ごみ処理候補地につきましては、これまでの協議会の協議の中で「建設候補地は、さくら広域環境衛生組合が客観的かつ合理的な基準により選定することとするが、人口規模、幹線道路等のアクセス、フェニックス等の最終処分場との位置関係からも最も効果・効率的な候補地エリアを大淀町内とする。ことを基本方針といたしました。これを受けて、大淀町は、施設候補地エリアの地元自治体として、組合に対して責任をもって候補地を提案するため、様々な角度から検討と考察を行い、大淀町西増地区を候補地として選定したところでございます。(中略)本組合といたしましては、この候補地を建設候補地として決定させていただき、次のステップに進みたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。次に第2番目は、今後の事業推進スケジュール等についてであります。施設建設候補地につきまして、正副管理者会議、組合議会での承認を得ましたので、次のステップとして、組合では、まず、平成28年度事業といたしまして、7月の臨時議会で予算をお認めいただきました施設整備基本計画策定業務、地質・測量調査、生活環境影響調査等の業務を発注するための準備作業が出来次第、入札を行い、委託する事業者の決定を行いたいと考えております。

具体的な内容につきましては、施設整備基本計画策定業務は、施設の配置、基本仕様、施工計画、公害防止基準など、施設整備の基本となる計画を策定するものです。地質・測量調査は、建設地に係る用地・地形測量・地質調査を実施するものです。生活環境影響調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて実施するもので、施設建設計画段階で、施設周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づいて、地域の生活環境に

配慮した、きめ細かな対策を検討して施設整備計画に反映させるものであります。これらの業務の進捗に合わせまして、関係地域の住民の皆様への説明を行う上での資料作成や説明等の支援業務の委託についても検討していきたいと考えております。(中略)平成29年度事業といたしましては、今、申しあげました平成28年度事業の継続と合わせ、この進捗状況に左右されるところがございますが、敷地造成や取付道路の設計業務、都市計画の変更申請、用地にかかる地権者との交渉等の業務が必要になると考えております。今後は、構成7町村が協力し合い、議会の協力、ご理解を得ながら、7町村住民の生活にとって必要不可欠な施設である新ごみ処理施設の平成33年度稼働を目指して、鋭意、事業を推進してまいります。」(H28.10.12.組合議会会議録)と報告されている。

平成28年10月号の県民だより奈良に、特集「奈良らしい連携・協働のかたち『奈良モデル』」が掲載されている。

その掲載記事には、「ごみ処理体制の構築として、行財政効率の大幅な向上や安定的なごみ処理の継続を図るため、新たな広域連携により『ごみ処理施設の統合整備』に取り組んでいます。」と見出しがあり、県内での焼却施設における現在の3つの取組を紹介している。掲載記事には、さくら広域環境衛生組合(平成28年4月設立)吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村の構成町村を紹介し、2施設を1施設に統合整備と明記されている。また県の役割としては、広域化に向けた調整役、実施体制づくり等の技術支援、市町村負担への財政支援、を挙げ、新たな広域連携によるごみ処理施設の統合整備による市町村の効果として、市町村の行財政効率の大幅な向上、安定的なごみ処理の継続、エネルギー回収等の効率化が図られる。として、当時の「奈良モデル」事業の手法によるごみ処理広域化の動きを県民に広報している。

平成29年3月2日に開会された平成29年第1回定例会での冒頭、組合管理者の挨拶で平成28年度中の事業進捗について、次のように述べている。

「現在の取組状況につきましては、昨年10月の定例会において、建設候補地を大淀町西増区内とすることにご承認いただきましたので、次のステップとして、施設整備基本計画策定業務、生活環境影響調査等の業務を行っていくため、このほど委託する事業者の決定をおこなったところがございます。今後は、地元関係者の皆様のご理解とご協力をいただくとともに、議員各位のお力添えを賜り、施設整備基本計画策定や生活環境影響調査、地形測量等の各種事業を進めて参る所存でございます。」(H29.3.2.組合議会会議録)

同定例会で、平成28年度事業としての「施設整備基本計画策定業務」「測量調査業務」「支援業務」について、2ヵ年事業となることによる債務負担行為の設定、また「環境影響調査業務」については、当初2ヵ年の予定が、3ヵ年の事業になることから債務負担行為の変更の必要に伴う平成28年度組合一般会計補正予算(第1号)の専決処分についての報告案件1件、歳出予算のうち委託業務の執行額の減額に伴う平成28年度組合一般会計補正

第1回定例会の閉会にあたって、組合管理者は、「今後は、地元関係者の皆様のご理解とご協力をいただいた上で、地域の皆様のご期待に応えられる施設となるよう、予定する関連事業を実施して参る所存でございます。」と述べている。

平成29年3月8日の吉野町議会平成29年第1回定例会では、平成29年度さくら広域環境衛生組合議会への吉野町選出議員として、西澤巧平議員と中西利彦議員が選出されている。(H29.3.8.町議会会議録 町HP) また同定例会10日には北岡町長が、平成29年度施政方針のなかで「さくら広域環境衛生組合で安定的かつ効率的なごみ処理施設の建設を進めます。」(H29.3.10.町議会会議録 町HP) と述べている。

平成28年度に奈良県は、奈良モデル事業として、ごみ処理の広域化を推進するための財政的支援を目的として、新たな補助金制度を創設している。その交付要綱に明記されている趣旨と補助対象事業及び補助対象経費は次のとおりである。

〔趣旨〕第1条 知事は、「奈良モデル」に対する財政支援に関する基本方針（平成27年9月9日決定）に基づき、広域化による行財政運営の効率化及び将来にわたるごみ処理の安定・継続化を図る取組みを支援するため、複数の市町村又は一部事務組合等（以下「複数市町村等」という。）が取組むごみ処理施設の整備のために必要となる調査・計画等に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

〔補助対象事業〕第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、複数市町村等が平成27年4月1日時点におけるごみ処理の処理範囲を拡大して新たな連携によって実施するごみ処理施設の整備のために必要となる調査・計画等に係る事業とし、循環社会形成推進交付金等（平成17年4月11日付環境対発第050411001号環境事務次官通知に基づくもの等をいう。以下「国交付金」という。）の交付を受けるものであって、別に定めるものとする。

〔補助対象経費〕第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- ・補助対象経費 補助対象事業に係る国交付金の対象経費から国交付金が交付された額を控除した経費
- ・補助金の額 補助対象経費に1/2を乗じて得た額。ただし千円未満の端数が生じた場合を切り捨てた額

また、ごみ処理の広域化に伴う施設整備についても補助金交付制度を創設している。その趣旨は、広域化にかかる推進補助金とほぼ同様であるが、県が支援する補助対象経費については、次のとおり規定している。

「(補助対象経費) 第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次のとおりとする。

- ・補助対象経費 補助対象事業に係る市町村公債費のうち、地方交付税算入額を控除した元利償還に要する経費
- ・補助金の額 補助対象経費に1/2を乗じて得た額。ただし千円未満の端数が生じた場合を切り捨てた額

以上のとおり新たな制度が創設されたことにより、さくら広域環境衛生組合が県の「奈良モデル」事業の手法により進めているごみ処理施設の広域化事業に対して、県がその補助対象となる事業について財政的な支援を行い、組合構成町村の財政の軽減を目的とした具体的な支援策が示されている。

担当課提出資料・組合事務局提供資料から、平成28年度中の経緯については次のとおり。

- ・平成28年 4月 1日 さくら広域環境衛生組合設立
- ・平成28年 6月29日 第1回正副管理者会議(会議の運営・予定議案等協議)
- ・平成28年 7月20日 さくら広域環境衛生組合 平成28年第1回臨時会
- ・平成28年 9月26日 奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会 幹事会
(組合事務局体制・組合負担割合等協議)
- ・平成28年10月 5日 第2回正副管理者会議(施設候補地・事業推進スケジュール)
- ・平成28年10月12日 さくら広域環境衛生組合 平成28年第1回定例会
- ・平成28年11月29日 奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会 幹事会
(循環型社会形成推進地域計画変更・施設整備にかかるスケジュール確認)
- ・平成29年 1月27日 奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会 幹事会
(平成28年度各町村負担金見込み・事業進捗状況の確認)
- ・平成29年 2月15日 第3回正副管理者会議(事業進捗報告・予定議案等協議)
- ・平成29年 3月 2日 さくら広域環境衛生組合 平成29年第1回定例会
(平成28年度補正予算・平成29年度予算案)

平成29年4月28日に奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会幹事会(以下「協議会幹事会」という。)が開催され、組合のごみ処理施設整備基本計画策定に伴い、新施設での資源物の分別区分など、具体的項目にわたって組合方針案にそって構成町村での調整が始まり、同年7月24日に開催の協議会幹事会で、次の各方針がまとめられ、正副管理者会議の提案されている。

- 1.資源ごみの区分、ごみの受入、持ち込み料金等に関する方針
- 2.施設計画の基本的事項に関する方針
- 3.施設の具体的処理内容に関する方針

4.処理物の処分に係る方針

平成29年8月8日、平成29年第1回正副管理者会議が開催され、担当課提出の復命書から、施設整備基本計画にかかる施設場所及びその概況等について協議されている。

平成29年9月1日に協議会幹事会が開催され、組合から施設整備基本計画（素案）が示され最終確認されている。

平成29年9月25日第2回正副管理者会議が開催され、平成29年第2回定例会の提出議案について協議され承認している。

平成29年10月5日には、第3回正副管理者会議で、基本方針で今後検討との段階に留めていた平成30年度から平成32年度の事業費負担の考え方について、今年度までと同様に「人件費及び事務経費相当額は均等割とし、それ以外はごみ量割」とする。また施設の運営期間の施設運営経費はすべてごみ量割とすることを承認している。また協議会幹事会で最終確認され提案された「さくら広域環境衛生組合ごみ処理施設整備基本計画」についても承認されている。

基本計画の概要については、次のとおりである。

「さくら広域環境衛生組合 ごみ処理施設整備基本計画」概要

- ・計画の目的：組合での新しいごみ処理体制を構築するため、早期の竣工を目標として本計画の策定を行うもの。
- ・建設予定地の概要：大淀町大字西増 約3ヘクタール
- ・計画ごみ量（同基本計画書 P6・P5 抜粋）

1.4 処理対象物

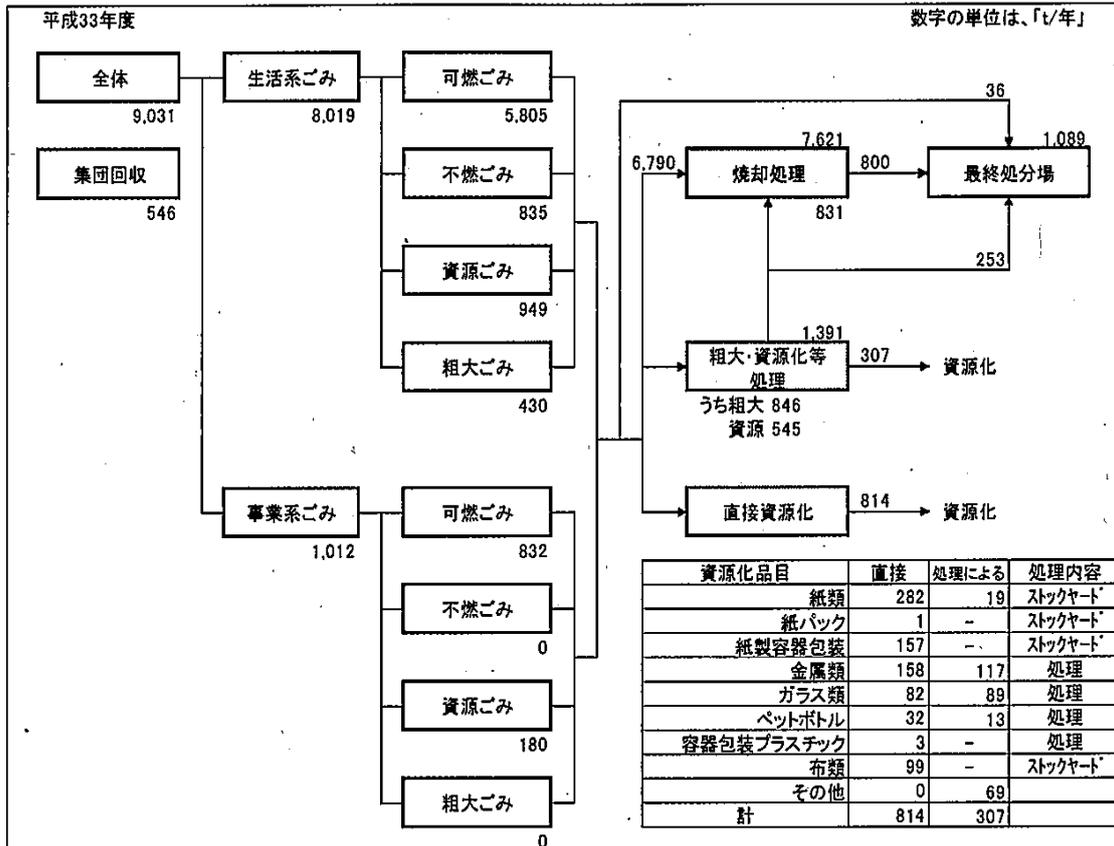
1.4.1 計画ごみ量

計画目標年次は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」より、稼働予定の7年後を越えない範囲にて定めるものとしている。また、ごみ排出量については、人口の減少やより一層の減量化推進により、減少していくと見込まれることから、稼働予定後7年間のうち、最大ごみ排出量となる平成33年度が計画目標年次となる。なお、これには災害廃棄物を含まないが、計画施設の停止期間や停止時間を有効に活用して、その余力で処理をおこなうこととする。

※ごみ量の推移表（表 1.4.1.）平成33年度おけるごみ量の推計値（図 1.4.1.）

表 1.4.1 ごみ量の推移

	単位	年 度							
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
焼却施設	可燃、可燃性粗大	t/年	7,994	7,784	7,585	7,389	7,195	6,994	6,790
	可燃残渣	t/年	970	948	924	900	877	852	831
	焼却対象物 合計	t/年	8,964	8,732	8,509	8,289	8,072	7,846	7,621
		t/日	24.6	23.9	23.3	22.7	22.1	21.5	20.9
リサイクル施設	粗大処理分	t/年	992	965	940	916	892	867	846
		t/日	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3
	資源処理分	t/年	640	623	607	591	576	560	545
		t/日	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5
	リサイクル処理対象物 合計	t/年	1,632	1,588	1,547	1,507	1,468	1,427	1,391
ストックヤード	資源物	t/年	1,278	1,248	1,216	1,184	1,153	1,121	1,121
		t/日	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	3.0	3.0



※一般廃棄物処理実態調査結果より計算 一部収支が合わない分は最終処分量で調整した。

※詳細については、資料編に記述する。

図 1.4.2 平成 33 年度におけるごみ量の推計値

- ・施設整備の基本方針（同基本計画書 P 1 7）

表 1.5.1 施設整備の基本方針

方針 1：安全・安心・安定的な処理の確保

本施設は、焼却施設及びリサイクル施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設）から構成されるものとし、本組合構成町村の広域ごみ処理施設として、資源循環の拠点となる施設とする。また、本組合圏域で唯一のごみ処理施設となるため、処理の安定性を備えた施設とし、ごみ量・質による変動にも対応でき、安定処理・安定稼働に優れた施設とする。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、東海・東南海・南海地震の発生に備え、耐震性に配慮するとともに、災害時の対応についても検討していくものとする。

方針 2：環境保全への配慮

本施設は、最新の排ガス処理設備及びプラント排水クローズドシステムを導入（生活排水は処理後放流）するとともに、騒音・振動・悪臭等にも万全の対策が講じられた施設とし、加えて運転データ等の情報公開を積極的に行うことにより、地域住民や環境保全に配慮した施設とする。

また、火災・爆発等の事故に対して未然防止機能を有するなど、安全性や危機管理についても万全の配慮を行い、運転管理作業の安全性確保、作業環境の向上が図られた施設とする。

方針 3：エネルギーの回収

本施設は、ごみ処理過程で発生する焼却残渣・選別残渣の減量化・減容化及び再資源化を図るとともに、ごみ処理に伴って生じる熱を回収して、冷暖房や温水として活用するとともに、自然エネルギー（太陽光等）利用を積極的に行う施設とする。

方針 4：周辺環境との調和

本施設は、明るく清潔なイメージに留意し、地域の自然豊かな環境と調和したデザインの施設とする。

方針 5：経済的な施設整備

近年、建設費の高騰が続いており、その費用負担の大きさについては問題となっている。本施設は、住民及び国民の税金により建設・運営されるものであるため、導入技術や設備はコストにも配慮して、検討していくものとする。

・事業費（同基本計画書 P112）

5 事業費及び財源計画

5.1 事業費

組合で計画しているごみ処理施設等に関して、他事例等を参考に、概算事業費（建設費）を以下のように算出した。主たる事業費項目として、焼却施設、リサイクル施設、地域振興施設、造成・道路工事費、施工監理費を挙げている。なお、計算の方法としては、概ね以下のとおりとしている。

【計算方法】

- ・焼却施設やリサイクル施設については、他都市における建設費実績より、類似規模のものを抽出した結果より、事業費を計算している。
- ・地域振興施設や造成・道路工事費については、概算の数量や単価等より計算している。
- ・施工監理費については、仕様により大幅に変わるため、あくまで参考程度の金額で記載している。

表 5.1.1 概算事業費（建設費）の算出結果

		焼却施設	リサイクル施設	地域振興施設	造成・道路工事費	施工監理費	合計
概算事業費	千円（税抜）	3,570,000	550,000	189,656	601,000	150,000	5,060,656
	千円（税込）	3,855,600	594,000	204,828	649,080	162,000	5,465,508

※事業費の各項目についての補足説明については、資料編に記載する。

また、施設運営費の概算推計額について、下表のように試算を行った。

表 5.1.2 施設運営費の概算推計額（単位：千円）

	金額
一般管理費	30,000
施設管理費	170,000
施設運営費	100,000
基金及び改修費	50,000
合計	350,000

※南和広域衛生組合を参考に想定

・財源計画（同基本計画書 P 1 1 3）

5.2 財源計画

(1) 循環型社会形成推進交付金

環境省では、廃棄物処理施設の整備に対して循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という。）を交付し、施設整備による循環型社会の形成を推進している。

焼却施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設、リサイクル施設はマテリアルリサイクル推進施設に該当し、それぞれ交付対象事業費の1/3の交付金を受けることができる。

また、焼却施設については、施設規模に応じたエネルギー回収率（ごみ保有発熱量に対して回収できるエネルギー量・発電量）の要件を満たせば、関連する部分についての交付金が1/2に優遇されることとなっているが、本件では、技術的・コスト的に困難である。

なお、交付金の交付には、事前に循環型社会形成推進地域計画を作成し、全体事業の内容と事業費について都道府県及び環境省との協議・確認のうえ受理しておく必要がある。

また、施設整備に係る調査、計画、設計等の委託費についても「施設整備に関する計画支援事業」として交付金の交付対象とすることができ、交付対象事業費の1/3の交付金を受けることができる。

(2) 奈良県ごみ処理広域化施設整備補助金

交付対象事業に関する起債対象額の内、起債対象事業については、「奈良県ごみ処理広域化施設整備補助金」の対象となる。当該起債に係る町村公債費の内、地方交付税参入額を控除した元利償還に要する経費が補助対象経費となり、対象経費の1/4の補助金を受けることができる。

対象施設としては、焼却施設、リサイクル施設、ストックヤードについて対象となる。

(3) 財源スキーム

環境省交付金及び奈良県の補助金の交付を受ける場合の財源スキームは下図のとおりである。

【ごみ焼却施設、リサイクル施設、ストックヤード】						
全体事業費	①交付対象事業費			②交付対象外事業費		
	起債対象			起債対象	起債対象外	
A 交付金	①交付対象事業費×1/3=③			95%	5%	
B 起債	過疎対策事業債 (充当率100%)		一般廃棄物処理事業債 (充当率90%)		過疎対策事業債 (充当率100%)	一般廃棄物処理 事業債 (充当率75%)
	(①-③)×50% ※注1		(①-③)×45% ※注2		②×50% ※注1	②×37.5% ※注3
	交付税措置70%	交付税無	交付税措置 50%	交付税無		
C 県補助		うち1/4 補助 :県補助		うち1/4補助 :県補助		
D 一般財源				(交付対象事業費-交付金)×5% →	②×12.5% →	
※構成7町村のうち、大淀町のみ過疎地域となっていない。						
※造成分の一般廃棄物処理事業債については、充当率が100%、交付税措置が0%となるので上記とは異なる。						
※注1)ごみ量比50%×充当率100%=50%として計算						
※注2)ごみ量比50%×充当率90%=45%として計算						
※注3)ごみ量比50%×充当率75%=37.5%として計算						

平成29年10月16日、さくら広域環境衛生組合平成29年第1回臨時会が、副議長の欠員に伴う副議長選出をおこなうため開かれた。開会の挨拶で、組合管理者は挨拶次のとおり述べている。「さて、ごみ処理施設に係る進捗状況の主な内容につきましては、今年3月から施設整備基本計画の策定につきましては、施設規模や処理方式など、施設整備の基本的な事項につきましては、協議検討を重ねてまいりましたが、このほどその概要について、議員の皆様方に説明させていただくことが出来る運びとなりました。また、生活環境影響調査につきましては、春季から夏季にかけての調査を完了し、引き続き、秋季調査、冬季調査を行っていく予定でございます。なお、これまで、地元区や周辺地区並びに関係の皆様方にご理解とご協力をいただけますよう事業に関する概要説明を申し上げておりますが、引き続き施設建設に係る基本的な事項につきましてもご説明を申し上げ、ご理解とご協力をお願いしてまいる所存でございます。今後におきましても、議員各位のお力添えを賜り、施設整備に係る各種事業を進めてまいる所存でございますので、今後とものご理解とご協力をお願い申し上げます。」(H29.10.16 組合議会会議録) とある。

平成29年10月24日、平成29年第2回定例会では、平成28年度さくら広域環境衛生組合一般会計決算が異議なく認定されている。

決算の内容は次のとおりである。

平成28年度組合一般会計決算					(単位：円)
款	当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	備考
1 分担金及び負担金	76,995,000	△ 27,158,000	49,837,000	49,837,000	組合負担金
2 国庫支出金	11,333,000	△ 10,667,000	666,000	666,000	循環型社会形成推進交付金
歳入合計	88,328,000	△ 37,825,000	50,503,000	50,503,000	
					(単位：円)
款	当初予算額	補正予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額
1 議会費	145,000	0	145,000	128,326	0
2 総務費	47,358,000	0	47,358,000	43,337,533	0
3 衛生費	39,825,000	△ 37,825,000	2,000,000	2,000,000	0
4 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	0
歳出合計	88,328,000	△ 37,825,000	50,503,000	45,465,859	0
			実質収支額	5,037,141	

○平成28年度中に実施した計画・調査事業

・施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査等業務委託 (2,000,000 円)

■平成28年度組合事業に対する吉野町の負担金支出額 ごみ量割合：23.41%

7,421,000 円 (均等割分：6,929,000 円・ごみ量割分：312,000 円)

- ・平成30年度組合一般会計当初予算については、次のとおりである。

平成30年度組合一般会計当初予算			(単位：千円)
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	314,271	164,365	149,906
2 国庫支出金	43,200	42,110	1,090
歳入合計	357,471	206,475	150,996
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費	1,200	1,195	5
2 総務費	69,749	67,219	2,530
3 衛生費	283,522	135,061	148,461
4 予備費	3,000	3,000	0
歳出合計	357,471	206,475	150,996

債務負担行為			(単位：千円)
事 項	期 間	限度額	
ごみ処理施設建設工事施工監理業務委託料	平成30年度から平成32年度まで	162,000	
道路及び造成工事請負費	平成30年度から平成32年度まで	649,080	
ごみ処理施設建設工事請負費	平成30年度から平成32年度まで	4,654,428	
周辺地区環境整備基金負担金	平成30年度から平成32年度まで	280,000	

※その他建設用地借上料についての債務負担行為が設定されている。

平成30年3月16日、平成30年第1回吉野町議会定例会第3日目、「さくら広域環境衛生組合理約の一部改正について」の議案が可決承認されている。(H30.3.16.町議会会議録町HP) その内容は、さくら広域環境衛生組合の組合経費を支弁する、組合構成町村の負担金の算定方法について組合理約に規定するもので変更後の組合構成町村の負担金算定方法施設建設期間(施設の稼働まで)においては、人件費及び事務経費相当額については、均等割とし、その他の経費については、ごみ量割とするもの。また、施設運営期間(施設の稼働後)の管理運営に要する全ての経費は、ごみ量割とされた。

規約変更の施行期日は、平成30年4月1日となっている。

担当課提出資料から、ごみ量割にかかる負担金の算定方法は、ごみ処理施設の稼働までについては、各組合町村のごみ量(環境省が実施する「一般廃棄物実態調査」結果で公表される当該年度の前々々年度1年間のごみ処理量合計をいう。)を基準として算定するものとされ、ごみ処理施設が稼働した後のごみ量の算定方法については別途協議すると別途協定書で定めている。

担当課提出資料・組合事務局提供資料から、平成29年度中の経緯については次のとおり。

- ・平成29年 8月 8日 第1回正副管理者会議
- ・平成29年 9月25日 第2回正副管理者会議

- ・平成29年10月5日 第3回正副管理者会議（負担金算定協議）
- ・平成29年10月16日 組合議会平成29年第1回臨時会
- ・平成29年10月24日 組合議会平成29年第2回臨時会（H28決算認定）
- ・平成29年10月24日 第4回正副管理者会議（周辺地区環境整備等協議）
- ・平成29年12月25日 第5回正副管理者会議（事業スケジュール等協議）
- ・平成30年1月29日 第6回正副管理者会議
- ・平成30年2月5日 組合議会平成30年第1回定例会
(H29補正予算・H30当初予算承認)
- ・平成30年3月16日 吉野町議会（組合規約を変更する協議について可決承認）

平成30年6月1日に平成30年度第1回正副管理者会議が開催され、施設建設用地の周辺地域への対応等が協議されている。

平成30年8月17日には、地質調査業務委託変更契約が締結され、平成30年4月2日から平成30年8月31日までを平成30年3月2日から平成30年10月31日までに履行期間が変更されている。

平成30年9月18日に平成30年度第2回正副管理者会議が開催され、担当課職員復命書から、報告、協議いずれも項目のみであるが、都市計画決定（大淀町決定）に係る手続きについて、主な事業進捗について、施設用地周辺地域との協議内容等について事務局から報告され、10月5日に開会される平成30年第2回定例会提出予定議案、事業全体スケジュールについて、工事関係の入札について等が協議されたとある。

平成30年10月5日開会の平成30年第2回定例会では、平成29年度さくら広域環境衛生組合一般会計決算認定、さくら広域環境衛生組合監査委員の選任についてを議題として、いずれも認定、同意されている。

・平成29年度さくら広域環境衛生組合一般会計決算の概要

平成29年度組合一般会計決算					(単位：円)
款	当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	備考
1 分担金及び負担金	164,365,000	△ 68,705,000	95,660,000	95,660,000	組合負担金
2 国庫支出金	42,110,000	△ 28,441,000	13,669,000	13,669,000	循環型社会形成推進交付金
3 繰越金	0	5,037,000	5,037,000	5,037,141	
4 諸収入	0	0	0	44,837	
歳入合計	206,475,000	△ 92,109,000	114,366,000	114,410,978	
					(単位：円)
款	当初予算額	補正予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額
1 議会費	1,195,000	0	1,195,000	154,628	0
2 総務費	67,219,000	0	67,219,000	59,534,856	0
3 衛生費	135,061,000	△ 92,109,000	42,952,000	42,952,000	0
4 予備費	3,000,000	0	3,000,000	0	0
歳出合計	206,475,000	△ 92,109,000	114,366,000	102,641,484	0
				実質収支額	11,769,494

○平成29年度中に実施した計画・調査事業

- ・生活環境影響調査 (30,328,000 円)
- ・地形測量 (2,376,000 円)
- ・施設整備基本計画策定 (8,304,000 円)
- ・都市計画決定等支援 (1,944,000 円)

■平成29年度組合事業に対する吉野町の負担金支出額 ごみ量割合 23.10%

16,247,000 円 (均等割分：9,483,000 円・ごみ量割分：6,247,000 円)

この平成30年10月5日の平成30年第3回定例会に関連して、吉野町長は「公開質問状について (回答)」吉暮第169号令和2年1月15日付けで、吉野町がさくら広域環境衛生組合から脱退した経緯の公開質問に対し、次のとおり文書 (以下「質問回答文書」という。) で回答している。(町 HP 公開：掲載期間あり)

「(1) 平成30年10月5日開会のさくら広域環境衛生組合平成30年第2回定例議会の全員協議会において、組合管理者から、当初計画していた平成33年4月の稼働が困難であることから平成34年10月稼働を目途とすることが提案された。これに対し同組合議会は、事業の遅延の明確な事由の説明を求めたが明確な回答が組合管理者側から得られなかったことから継続審議とした。」とある。

平成30年11月1日、第3回正副管理者会議では、11月12日に開会予定の平成30年第1回臨時会予定議案が協議されている。

平成30年11月12日、組合議会平成30年第1回臨時会が開催された。

質問回答文書では「(2) その翌月11月12日開会の同組合平成30年第1回臨時会全員協議会で発注方式に関わる仕様書作成等が事業の遅延理由であるとの組合管理者側から説明があった。組合議会議員から、工期の遅れによる事業費増を懸念する意見等がだされ、組合管理者に説明を求めたが明確な回答が得られなかった。」としている。

当日の平成30年組合第1回臨時会は、組合議会議長の開会宣言、会議録署名議員の指名を行ったのち、議長が「本日のこの臨時会につきましては、招集を致しておりましたので、このように開会をさせていただきましたが、先程来、全員協議会の中におきます議員各位のご意見を聞かせていただきまして、本日、これ以上審議を進めることは無理な状況であると判断をさせていただきました。このことから、本日の臨時会はこれをもって閉会をさせていただきます。」(H30.11.12.組合会議録)と、付議された議案を審議せずに閉会宣言している。

11月12日の組合臨時会全員協議会以降の吉野町の動きについて質問回答文書には「(3) この事態を受けて、今後の事業展開についての説明責任が果たされていないことや、

低価格で高品質な施設建設が求められる中での予算措置に関して議会への説明責任が必要であることから、その対策を早急に講じるため、同年12月5日付けで、同組合副管理者として組合管理者に対し、意見書を提出した。」と意見書の提出事由について記述している。

関係課提出資料の12月5日付文書の内容は次のとおりである。

【「さくら広域環境衛生組合に対する意見書の提出について」】

一般廃棄物処理の広域化を図ることを目的として、さくら広域環境衛生組合を設立し、ごみ処理施設の整備を7町村が連携をして進めていますが、建設工事費（焼却施設・リサイクル施設）の不透明さと工事金額増額等に伴う負担金の増加が懸念されています。地方自治体が行う契約は、地方自治法第234条において、一般競争入札に付することが原則であり、性質上機会均等と公平性、経済性を確保するのが基本であることは言うまでもありません。去る10月5日及び11月12日に開催された組合議会全員協議会において、今後の事業展開についての説明責任が果たされておらず、その対策を早急に講ずる必要があります。

低価格で高品質な施設建設が求められる中で、予算措置に関して議会への説明責任が必要となる為、下記事項について早急に正副管理者会議を開催し事務局の説明を求め協議していただきますようお願いいたします。

1.工期延長の理由について

2.組合でごみ量削減の計画を立て実施することにより、現在予定している焼却施設等の規模の見直しを行い、施設建設費を抑制することについて

3.提出された参考見積書が、現行予算を超えていないのかについて。また、参考見積書で金額的、技術的にも適正な基本設計が作成できるのかについて

4.変更契約による町村の負担の増加が生じないのかについて

5.現在予定されている総合評価方式による一般競争入札において低価格、高品質、公平性及び透明性のある入札ができるのかについて

*本文添付の協議内容事項

1.工期延長の理由について

ごみ処理施設等の竣工時期を2021年3月として基本計画等を策定し、計画的に協議してきましたが最終的に2022年9月になった具体的な理由について十分な説明が必要である。

2.組合でごみ量削減計画を立て実施することにより、現在予定している焼却施設等の規模の見直しを行い、施設建設費を抑制することについて近年、環境問題にさまざまな分野で取り組む自治体が増えている中で、循環型社会の形成や地球温暖化対策の推進が求められており、一般廃棄物処理事業の3R化・低炭素化が必要である。組合で統一したごみ量削減計画を立て構成町村が実施することにより、現在予定をしている焼却施設及び粗大ごみ処理施設の規模を現計画の30トン/日、7トン/日から少なくする事により、建設費等を減額できる。

3.提出された参考見積書が、現行予算を超えていないのかについて、また、参考見積書で金

額、技術的にも適正な基本設計が作成できるかについて。基本設計を作成するにあたり、メーカーの見積書が必要であるが、提出された見積書ができるだけ多い方が、予算的、技術的にも適正な設計が作成される。

4. 変更契約による町村の負担の増加が生じないのかについて。設計金額が予算額内であっても、契約締結後資材等の値上がり等により契約金額が増加し、町村の負担額が増える事も考えられるので、低価格で高品質な施設であれば、変更契約が生じても予算額の範囲内で対応できる。

5. 現在予定されている総合評価方式による一般競争入札において、低価格、高品質、公平性及び透明性のある入札ができるのかについて。工事関係については、進入路・敷地造成工事及びごみ処理施設整備工事については、入札方法を総合評価方針による一般競争入札を予定されているが、より低価格で高品質な施設を建設するには低入札価格調査制度を導入するなどの検討と、公平性から基本設計委託業者について、ごみ処理施設整備工事（設計施工一括性能発注）、設計監理委託業務、施工監理委託業務から外すことが必要。】

以上の具体的協議項目を付して、早急に正副管理者会議を開催し、協議を求める内容の意見書となっている。

平成30年12月10日、平成30年第4回吉野町議会定例会産業建設委員会で吉野町選出議員2名から、さくら広域環境衛生組合の事業進捗について報告があり、町長に工期延長の理由を尋ねている。その内容が12月14日定例会第2日目の産業建設委員長報告で「次に、さくら広域環境衛生組合の事業進捗について、議会から選出させていただいております、中西議員と私から議会報告をさせていただいた後、理事者側からの報告を求めました。組合議会の報告としては、本年10月5日に開催された議会で、突然、施設整備工事の延伸が提案され、提案の説明がなされなかった。加えて、11月12日に議会が開催されましたが、同様に延伸の理由が説明がなされなかったという報告をいたしました。その後、理事者側にその延伸理由について報告を求めたところ、組合事務局から何の情報提供も受けていないとの回答でありました。当委員会としては、現在の説明責任を果たさない組合執行部と事務局では、今後の町民負担がどうなっていくのか審議もできず、議会の意思として後刻、さくら広域環境衛生組合からの脱退を求める決議を議員提案させていただくこととなりましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。」(H30.12.14.町議会会議録 町HP)と報告されている。

さくら広域環境衛生組合から脱退する決議は、同日14日追加議案「さくら広域環境衛生組合からの脱退を求める決議について」が議員提案として上程され、全会一致で可決された。

提案から可決までの経緯を議会会議録で次のとおり確認できる。(H30.12.14.町議会会議録 町HP)

野木議長：「日程9決議第3号「さくら広域環境衛生組合からの脱退を求める決議について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。」（事務局朗読）野木議長：「本案は議員提出です。提出議員の説明を求めます。西澤議員。」

西澤議員：「現在、本町の一般廃棄物処理は、川上村、東吉野村と連携して、1町2村で吉野広域行政組合を設立して業務を行っているところであります。処理施設の老朽化は近隣町村と共通の問題であり、施設の広域的な総合整備による「ごみ共同処理」の促進が喫緊の課題となっております。このような状況から、本町議会からも議会議員を選出して、平成28年4月に大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村及び東吉野村の7町村による、さくら広域環境衛生組合を設立し、建設用地の選定や施設整備等に着手を行ってきたところであります。このようななか、去る10月5日に開催された組合議会で、組合の執行部から突然、施設建設工事の延長が提案され、今後の住民負担や、安定的なごみ処理の観点から、出席議員からその理由を質問したところ何の回答も得られず、また、加えて11月12日に開催された組合議会で同様の質問がなされました。一カ月経過しているにも関わらず何も回答がなかった。執行部および事務局は、肝心な質問には一切答えず、何の成果もない実に生産性のない議会であり、このままでは事業費がどこまで膨らんでいくか不透明であります。町民の安心と安全を第一に考える町議会としては、このような不誠実な対応を、横暴ともいえる意思形成を求めるさくさ広域環境衛生組合では、住民に責任のある行政運営は到底果たすことができないという不安さえ覚えます。本来、地方公共団体の意思形成は、執行部や事務局が十分説明責任を果たし、その内容を十分に精査し、議会が責任を持って最終決定をなすものであります。しかし、この組合議会は議論が反映されず、政策決定の過程が見えない。こうした行動は議会を軽視、無視していると言っても過言ではないと思われまます。さくら広域環境衛生組合執行部のこうした不誠実な態度は、本町議会との信頼関係を大きく損なうものであり、相互の信頼と協調を失うことは、町政の混乱を招き、住民が不利益をこうむることになりかねないと考えます。よって、本町議会は、早急にさくら広域環境衛生組合から脱退し、新たな方向性を検討することを強く求めます。以上、決議する。平成30年12月14日吉野町議会。よろしくをお願いします。」

野木議長：「賛成議員の意見を求めます。中西議員」

中西議員：「賛成意見を述べたいと思います。地方公共団体の議会は、二元代表制の一翼を担い、行政と立場は異なりますが、究極の願いは、町民の安心と安全なまちづくりであります。昨今の地方議会の実態は、執行機関の監視のみ行い、条例提案や事業展開等の政策形成は執行機関に依存し、首長の提案を追認する傾向にあるとも言われています。しかし、本町議会では、議会がさまざまな行政問題に取り組み、町執行部と切磋琢磨し、町政の前進のために、議員各位が日夜努力しているところであります。執行機関が説明責任を十分果たしてこそ、議会はその内容を精査し、責任をもって最終決定できるものであり、執行機関と議会の互いの責任と信頼関係を基に行われるものと思えます。しかし、さくら広域環境衛生組合の執行機関は「法律で定められる基本的な枠組みのなかで、選択肢を用意し、地域住民自身

が選択できる姿を目指す。」という、地方公共団体の基本的なあり方を完全に無視するような対応で、自らの責任を果たさず、議会に決断を迫っており、地方公共団体の体を全くなしてないのが現状であります。このような一部事務組合では、本当に吉野町民が安心して暮らしていけるのか、現在の状況では疑問であります。さくら広域環境衛生組合の構成町村は、ご存知、3町4村でございますが、それぞれの町村長と議会には思いや考えがございます。それをくみあげ、調整し、必要に応じて妥協点を見つけ、合意形成していかなければなりません。それを怠っているのか、調整能力が欠如しているのか、今となっては目を疑うばかりでございます。広域行政による共同事務化のメリットは、行財政基盤の強化の有効な手段ですが、その可否については現在と将来の費用分担も検討する必要があります。今後の費用が不透明な状況下では、将来的にも町民の負担を減らすことは決して期待できません。町民の安心と安全のため、責任ある判断をする本町議会としては、このような対応のさくら広域環境衛生組合は即刻脱退し、新たな構想を町当局と共に検討していくことが賢明であると考えますので、議員諸兄のご賛同をよろしくお願いをいたします。以上です。」

野木議長：「質疑を求めます。上滝議員。質疑ですよ」

上滝議員：「質疑。質疑はない。」

野木議長：「意見を求めます。上滝議員」

上滝議員：「先ほど来、産業建設委員長が提案されたとおり、私も脱退に対して賛成をする一人でございます。吉野町議会は、常に公共の利益のために、情熱を捧げる議会だと思っております。色んな角度から考えながら、ええ方向に導きたいものと思っ情熱を燃やす一人でございます。以上」

野木議長：「他に意見はございませんか。おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか」（「異議なし」の声あり）

野木議長：「異議なしと認めます。よって、本案を原案のとおり可決することに決しました。」（H30.12.14.町議会会議録 町 HP）

質問回答文書では「（４）平成30年12月14日開会の平成30年第4回吉野町議会定例会において、同組合議会での状況を踏まえた議会審議の結果、「工期延長の説明不足・建設費高騰に対する懸念・事業費が不透明」として、議員提案により、さくら広域環境衛生組合からの脱退を全会一致で決議され、議会としての意思を明確に示された。」とある。

*北岡町長は第2日目の定例会最終日の閉会にあたっての挨拶の中で次のとおり述べている。（H30.12.14.町議会会議録 町 HP）

「最後に今、決議をいただきました。私の立場は吉野町を代表する町長と、それから組合におきましては、副管理者という、微妙な立場もございまして、これが副管理者としては、執行部としてご批判いただいたわけでございますが、なかなか議会では説明で管理者を飛び越しても話をするすることもできず、皆さん方のお気持ちも非常によく分かるところでございます。

ただ、一部事務組合が脱退ということは全く考えておりませんでしたので、脱退の手続き、脱退したらどうなるのかということをしっかり精査させていただいて、メリット・デメリットを考えていきたいと思っております。また、脱退せずに、これを改革してどうやればやっていけるのかということも含めましたことを早急に検討させていただいて、冷静な判断のもとで、また私なりに判断もし、また判断できなかった場合は皆様方にもご相談して、新たなご提案をするということを進めてまいりたいと思います。色んなことがあるかもしれませんが、本当に町民の皆様方のことを思って行政を進めてまいりたいと思っております。大事なのは、皆様方と納得しながらきちっとごみの処理をしていくことでございますので、この点をあらためて考えていきたいと思っております。ご意見のなかで工期の延長が詳しく説明されなかった、なお、これからどんどん建設費が高騰してきて負担が増えるのではないかと。そうすると、どこまで増えるのか全くわからないわけで、その不安を全く解消されないままでは進められないこともよく理解しておるところでございます。また、ご相談いたしますのでどうぞ、これからもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。」と述べている。

吉野町議会での組合脱退決議後の町の検討内容に関し、関係職員は「脱退、単独のなかで、吉野町として考えられる方法を課内で検討。ごみ処理の方法というのは、ある程度決まっているので、「広域」か、「単独」か、「委託」かについての限定的な手段を比較して、限られた選択肢のなかで検討したところです。10月の組合議会から12月の町議会、そして1月16日の脱退。急な展開のなかで、その間で担当課では単独でやらなければならないことを、考えられる選択肢ごとに金額的なメリットやこまかな部分までを、極めて短期間の限られた時間の中で、その時点でできうる分析を行い、脱退で生じるメリット、デメリットを整理し町長にお示し、町長自ら短期間で結論をだされたということです。」

質問回答文書では「(5)先に組合管理者の提出した意見書については、同年12月11日、同月27日、翌年1月10日の3度にわたり、ごみ処理広域化推進協議会構成町村長会議が開かれ協議されたが、具体的な話し合いに及ぶことなく、いずれも継続審議となった。

また組合管理者、組合事務局から意見書提出後も納得の得られる明確な説明がなされないままであった。(6)この時点で、広域ごみ処理施設整備が不透明で本町の今後の整備負担額の見通しも立たないままに施設整備が進み、結果として、施設整備費並びにその後の維持・運営経費等にかかる本町負担額が見込み額より増大したならば、吉野町の財政に過度な負担が生じ、将来にわたって、吉野町のごみ処理行政をはじめ、あらゆる町行政運営にも大きな影響が出ることが憂慮されると判断し、平成28年4月から3町4村でさくら広域環境衛生組合の枠組みの中で進めてきた吉野町のごみ処理の計画について、あらためて吉野町単独で、そのあり方を見直すことを長として判断した。(7)この決断のもと、平成31年1月16日開会の平成31年第1回吉野町議会臨時会において、さくら広域環境衛生組合から脱退することについて提案し、議会において全会一致で可決された。その後、さくら広域環境衛生組

合からの脱退に必要な手続きを経て、県知事の許可が下り、令和元年10月1日付けで正式に脱退した。」とその経緯を記している。

平成31年1月16日、平成31年第1回吉野町議会臨時会で北岡町長は、開会の冒頭挨拶の中で、「開会にあたりまして、ひとことごあいさつ申し上げます。(中略)本臨時会は、12月定例会におきまして、全員一致で決議をいただきました「さくら広域環境衛生組合からの脱退を求める決議」に応じるものでございます。決議のときにもお話させていただきましたが、残って努力する場合、また、脱退した場合、いろいろ検討させていただいて、皆様方にお諮りするということを申しておりました。その結果、本日、議案として「さくら広域環境衛生組合から脱退することについて」という議案で上程するところでございます。慎重審議どうぞよろしく願い申し上げます。」(H31.1.16.町議会会議録 町HP)と述べている。

臨時会上に上程された議第1号「さくら広域環境衛生組合から脱退することについて」の議案が、可決に至る経緯について、議会会議録(H31.1.16 町議会会議録 町HP)で次のとおり確認できる。

野木議長：「日程4 議第1号「さくら広域環境衛生組合から脱退することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。」(事務局朗読) 野木議長：「説明を求めます。町長。」

北岡町長：「担当者からの説明の前に、私のほうから具体的な経緯を述べさせていただきたいと思います。まず、本議案に関しましては、先ほど申しましたとおり皆様方からいただきました決議に基づいて、それを判断しての提案でございます。決議のなかでは、工期の延長の問題、また、決議文には書いてございませんでしたが、会議の席上では参考見積りの取った業者の選定、業者名、金額等の質問等をされておりましたが、全くお答えいただけなかったと。説明していただけなかった。そのことから、建設費の高騰、あるいは維持費の高騰についての不安が払拭できないと。また、住民に対する説明責任が果たせないということが大元になっていると私は思っております。今回、その決議を受けましての精査した判断でございます。経緯から申しますと、まず私もいろいろやっております、説明責任が果たせていない、その議会の問題がまず一つございましたんで、まず、正副管理者会議におきまして具体的な説明をきちっとして納得してくれるように、また議会に復帰していただくように努力をお願いいたしました、結局なされておられません。また、議長・副議長さんにも、議長としてこの状況を修復できないか、ご努力はしていただけませんかということを申し上げましたが、一度しましたがそれ以上できませんということでもございました。私自身も、正副管理者会議のなかで一番の問題は、どうやったら建設費を安くできるか、維持費を安くできるかだというふうな判断をいたしましたので、私なりに正副管理者会議のほうに意見書を提出させていただきました。その意見書の中身は、工事延長の具体的な理由をしっかりと示せというこ

と、建設費を抑制するためにまず、1年半延びればその分のごみの量が減るであろうと。また、ごみをもっと減らすためには、例えば生ごみの処理でありましたり、紙おむつのペレット化とか、いろいろな手段があるであろうというふうな努力をして、ごみを減らして、そして建設費を抑制するというのを、一旦立ち止まって考えてくれというふうな要望。また、参考見積りと現行予算との関係。そして、変更契約によって負担が増えないのかと。また、入札のやり方も工夫してくれというふうなことを要望として意見書を出させていただきました。これに対しても十分な説明なく、現状に至っておるところでございます。そういう状態のなかで決議をいただきましたので、あらためて残った場合、残った場合の努力に関しましては、今のところなしのつぶての状態ということが現状でございます。また、残らなかった場合、脱退した場合の計算は一応まだまだ稚拙なものかもしれませんが、現状の櫃原市にごみの焼却を依頼している、委託している、また、焼却炉をつくる場合、あるいはまた3町村等と広域の場合、いろいろなシミュレーションを考えていただかせております。元々、今、脱退を申し出ましたら2年間の猶予がございますし、また、今、櫃原市の方に焼却をお願いいたしておるのも2年間、平成33年の3月末までをお願いをしておるところでございます。その間にきっちりとした計画を立てて、やりたいと思うところがございます。あらためてのご提案をさせていただいたところでございます。慎重審議、よろしくお願い申し上げます。」

野木議長：「奥田暮らし環境参事。」

奥田暮らし環境参事：「議第1号「さくら広域環境衛生組合から脱退することについて」の説明でございます。これまでの意見書、並びにそれに対する回答、また議会での議決等、そういったところと踏まえまして、今、町長からございました内容を細かく分析いたしまして、この今回の結論といたしまして、吉野町がさくら広域環境衛生組合から脱退する期日、2021年1月31日限りというところで、今回の議会の議決の提案をさせていただくところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」

野木議長：「質疑を求めます」（「質疑なし」の声あり）野木議長：「お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、異議ございませんか。」（「異議なし」の声あり）野木議長：「異議なしと認めます。よって議第1号について委員会の付託を省略することに決しました。議第1号「さくら広域環境衛生組合から脱退することについて」意見を求めます。西澤議員。」

西澤議員：「今回、さくら広域環境衛生組合の脱退することについて、12月の定例会で吉野町議会として、脱退の決議をさせていただきますと約1カ月。組合側からもいろんな接触はございましたが、何の変化もなく、このままですと3月を迎えますと来年度の予算の都合もありますので、やっぱりこのタイミングを逃して脱退をするということはますます困難になってくると思います。今後、ごみ処理施設施策について、脱退することによってまた吉野町としていろんな選択肢が広がったんじゃないかと思います。最小の経費で最大の成果を挙げられるような運営をみんなで考えて進めていけたらと思いますので、今回の脱退に賛

成をいたしたいと思います。」

野木議長：「他に意見はございませんか。お諮りします。本案を、原案どおり可決することに異議ございませんか。」（「異議なし」の声あり）野木議長：「異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決することに決しました。」

以上が組合脱退についての議案審議、可決に至る事実である。

臨時会の閉会にあたって、北岡町長は挨拶の中で次のように述べている。

「閉会にあたりましてごあいさつを申し上げます。まずは上程いたしました議案にご賛成いただきまして誠にありがとうございます。さくら広域環境衛生組合からの脱退でございますが、脱退いたしましても茨の道でございますのでこれからもご指導ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。実は、上程はいたしましたものの私個人的には非常に残念に思っております。7町村で進めたかったという思いが強うございます。奈良モデルを使わせていただいて、また、県からも協議会の間には顧問で入っていただき、また県も参画した、そういう部分のなかでございました。先ほど説明したとおりのことで、仕方なしの脱退だと思っておりますが、これがいい方向に進めばいいなど、逆に思っております。思い浮かびますのは2つの案件でございまして、1件目はこれも10年、11年前でございますが、3町のし尿処理の協議会から抜けたことがございます。これは、下水の処理をどうするかというなかで、私が就任したときには3町プラス村部も含めた、2次処理をして公共下水に流そうという話がございました。ただ、法律上、村部が入れないとなって3町で協議をしました。この元々は、五條市から今度は単独でやろうや、という話になってたんで、こちらで動いてたという話を聞いております。で、それが市長が代わられて、吉野ともう一回やってもいいよという話になって進めさせていただいたと。我々は比較したときに、3町で下市町の施設を解体、作るときの建設費と、それから五條で2市町でやる場合の建設費とやった場合、私どものは同程度の規模で、しかもこちらで3町でやると半分の負担。向こうだと三分の一の負担というくらいの比較でございました。ただ、我々が抜けたために大淀と下市町は施設の簡単な変更でうまく建設できたと。非常にお互いにウインウインで約束できたなという経験がございますので、これを機会に私どもも頑張るし、残された町村の方々も頑張ってください、いい結果が出ることを期待するものでございます。もう1点は、昨年から皆様方のご賛同も得て、ごみの収集を直営でやっております。これも世間の流れからいうと委託が本当かもしれないけれども、直営でやろうやというふうな話でございます。この経緯は、3町村で収集を委託しているのはおかしいから、町村ごとに契約しようというところから始まっております。そのなかで、ご提案いただいた直営にしたらどうかとっていただいて、それであらためて検討させていただいたと。おかげさまで、丁寧な収集ができ、個別の収集ができ、喜んでいただいておりますし、また、空いた時間には他のところの清掃活動ができています。非常に喜ばれていると私自身も思っておりますのでございます。こんなふうに、ごみの焼却に関しましてもあらためて一から考えさせていただいて、そして負担ができるだけ軽く済むような、そういう努力

をしながら進めて参りたいと思うところでございます。長い挨拶になりましたけど、あらためまして皆様方のご指導とご鞭撻を、ご協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。」と述べている。

以下、質問回答書にも記されているが、担当課提出資料をもとに脱退が決まってからの経緯を確認する。

平成31年1月17日には、さくら広域環境衛生組合の脱退予告書が吉野町長名で6ヶ町村長を担当職員が各町村を訪問し手渡している。その後、脱退した吉野町の除く組合構成6町村では、組合事業について、町村長協議、各町村議会で説明、了承され、6町村で構成される組合での事業継続となっている。

平成31年3月13日 平成30年第5回正副管理者会議

平成31年3月26日 さくら広域環境衛生組合議会平成31年第1回定例会

同定例会では、平成30年度さくら広域環境衛生組合一般会計補正予算(案)(第2号)・平成31年度さくら広域環境衛生組合一般会計予算(案)がそれぞれ可決されている。

平成31年第1回定例会の諸報告で組合管理者は、
「現在の状況につきましては、1月に吉野町がさくら広域環境衛生組合からの脱退予告を行ったことに伴い、今後、6町村のごみ処理をどのようにしていくのか、この事業を継続する方法について、6町村の町村長と協議を重ねさせていただき、その結果、施設規模の縮小やコストの縮減を検討して、6町村でこの事業を継続していくことが、それぞれの自治体のごみ処理責任を果たす上で最良の方法であると判断させていただいたところでございます。このことにつきましては、あらかじめ6町村議会において、各町村長から事業継続の説明をさせていただき、本日、組合議会全員協議会においても説明させていただいたところでございます。(中略) 今後は、施設規模等の見直しに係る業務の整理を行い、事業スケジュールの見直し等、具体的な検討作業をおこなった上で工事を発注するための準備を進めていきたいと考えております。」(H31.3.26.組合議会会議録)と述べている。

平成30年度さくら広域環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)については次のとおりである。

第1表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)
款	本年度予算額	補正額	計
1 分担金及び負担金	314,271	△ 95,195	219,076
2 国庫支出金	43,200	△ 30,743	12,457
3 繰越金	0	11,769	11,769
歳入合計	357,471	△ 114,169	243,302
款	本年度予算額	補正額	比較
1 議会費	1,200	0	1,200
2 総務費	69,749	0	69,749
3 衛生費	283,522	△ 114,169	169,353
4 予備費	3,000	0	3,000
歳出合計	357,471	△ 114,169	243,302

第2表 繰越明許費				(単位：千円)
款	項	事業名	金額	
3 衛生費	1 清掃費	用地測量業務	5,757	

※衛生費の施設整備事業費については、主に平成30年度の委託業務の執行業務の執行額合計が減額となることなどを見込んだ補正予算。

用地測量業務について、年度内での業務完了が困難なため、繰越明許費を設定し、契約変更手続きを進めるもの。(H31.3.26.組合会議録確認)

平成31年度さくら広域環境衛生組合一般会計予算については次のとおりである。

平成31年度組合一般会計当初予算				(単位：千円)
款	本年度予算額	前年度予算額	比較	
1 分担金及び負担金	75,163	314,271	△ 239,108	
2 繰越金	6	0	6	
(国庫支出金)	0	43,200	△ 43,200	
歳入合計	75,169	357,471	△ 282,302	
款	本年度予算額	前年度予算額	比較	
1 議会費	175	1,200	△ 1,025	
2 総務費	63,317	69,749	△ 6,432	
3 衛生費	8,677	283,522	△ 274,845	
4 予備費	3,000	3,000	0	
歳出合計	75,169	357,471	△ 282,302	

※この当初予算案は、事務経費を中心した骨格予算となっている。
 ※この時点では、予算歳入：負担金に吉野町(11,599千円)が含まれている。

担当課提出資料をもとに、平成30年度中の経緯を次のとおり整理する。

- ・平成30年 6月 1日 第1回正副管理者会議
(施設建設用地周辺地域への対応等協議)
- ・平成30年 9月21日 第2回正副管理者会議 (全体スケジュール等の協議)
- ・平成30年10月 5日 組合議会平成30年第2回定例会
(施設稼働開始を平成34年10月1日としたい提案)
- ・平成30年11月 1日 第3回正副管理者会議 (第1回臨時会提出議案等協議)
- ・平成30年11月12日 組合議会平成30年第1回臨時会
(議会全員協議会の事務局説明に、工期遅延に伴う事業費増を懸念・吉野町選出議員2名退席。その後臨時会は、これ以上審議が無理な状況であるとして開会后間もなく閉会した。)
- ・平成30年12月6日 組合副管理者(吉野町長)が組合管理者へ意見書提出
- ・平成30年12月10日 吉野町議会平成30年第4回定例会産業建設委員会
(組合選出議員2名から組合事業の進捗について報告)
- ・平成30年12月14日 吉野町議会平成30年第4回定例会第2日目
(議員提案による「さくさ広域環境衛生組合からの脱退を求める決議」全会一致可決)
- ・平成30年12月11日 奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会
構成町村長会議(吉野町からの意見書について協議)
- ・平成30年12月27日 同推進協議会
構成町村長会議(吉野町からの意見書について協議)
- ・平成31年 1月10日 同推進協議会
構成町村長会議(吉野町からの意見書について協議)
- ・平成31年 1月16日 吉野町議会平成31年第1回臨時会
(「さくら広域環境衛生組合から脱退することについて」上程。全会一致で可決)
- ・平成31年 1月17日 さくら広域環境衛生組合の6構成団体に脱退予告書を各町村に担当者が手渡しで提出。
- ・平成31年 2月21日 6構成町村の町村長が大淀町長室で協議。
- ・平成31年 3月13日 第5回正副管理者会議
- ・平成31年 3月26日 組合議会平成31年第1回定例会
(平成30年度補正予算(第2号)・平成31年度予算(案)いずれも可決)

元号が改元されて、「平成」(平成31年)は「令和」(令和元年)になった。

- ・令和元年5月21日 さくら広域環境衛生組合 令和元年度第1回正副管理者会議
- ・令和元年6月 4日 組合議会令和元年第1回臨時会

臨時会の案件は、平成30年度さくら広域環境衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、令和元年度さくら広域環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)、組合監査委員選任同意。いずれも可決、同意されている。

平成30年度さくら広域環境衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書						(単位：千円)					
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源	
					国庫支出金	県支出金	その他	地方債			
3	衛生費	1 清掃費	用地測量業務	5,757,000	3,446,000	1,148,000					2,298,000

令和元年さくら広域環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)			(単位：千円)	
款	本年度予算額	補正額	計	
1	分担金及び負担金	75,163	20,746	95,909
2	繰越金	6	0	6
(国庫支出金)		0	0	0
	歳入合計	75,169	20,746	95,915
款	本年度予算額	補正額	比較	
1	議会費	175	0	175
2	総務費	63,317	0	63,317
3	衛生費	8,677	20,746	29,423
4	予備費	3,000	0	3,000
	歳出合計	75,169	20,746	95,915

令和元年さくら広域環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)は、吉野町が組合を脱退したことにより、これまで進めてきた事業の見直しにかかる経費が計上されている。

歳出補正予算額20,746千円の内訳は、施設基本設計の見直しにかかる委託料(11,616千円)、生活環境影響調査の見直しにかかる委託料(9,130千円)となっている。

これら調査・計画の見直し経費の予算化とあわせて、大阪湾フェニックスセンター搬入枠の譲渡について協議がおこなわれている。さくら広域環境衛生組合では、最終処分場先としての大阪湾フェニックスセンターにおいて、平成29年度に2期計画の整備事業計画の見直しが行われたことから、同組合は追加申込を行い、搬入枠を確保(12,294㎡)していた。

吉野町の組合脱退により6町村で事業継続することになったが、組合枠(7町村)を維持したとすると、令和元年度以降も吉野町分を含めた建設委託料の支払いが生じることとなり対応が必要となった。南和広域衛生組合もさくら広域環境衛生組合施設稼働時期が延伸されたことにより、稼働時期までの搬入枠を確保する必要がある。そこで、一部事務組合同士の枠の譲渡はできないという制約があるため、建設委託料の出資割合に応じて、さくら広域環境衛生組合が確保している搬入枠を、7町村それぞれに譲渡し、それぞれが搬入枠を保有する手続きが行われている。組合から譲渡された吉野町枠は2,918㎡である。

この手続きについて、吉野町長は、令和元年6月28日付の書面(「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画」の2期埋立処分場における広域処分委託量枠の譲渡手続きについて)で組合管理者に、吉野町枠2,918㎡分の譲渡をさくら広域環境衛生組合から譲り受けたいとし、譲受希望日を令和2年4月1日としている。組合は、同日付けで承諾している。

令和元年6月12日の令和元年第2回吉野町議会定例会第2日目では、産業建設委員会委員長報告で、「さくら広域環境衛生組合の動向及び今後の廃棄物(ごみ)処理の方策について

て、理事者側の報告に先立ち、本町議会よりさくら広域環境衛生組合議会議員に選出している西澤議員より、6月4日に開会された組合臨時会の報告を受けました。内容としましては、議事及び議案内容に加え、本町のさくら広域環境衛生組合からの脱退について、現時点での手続きでは令和3年1月31日の脱退日となるが本町及び6町村は既に再スタートし新たな廃棄物処理の方策を検討しており、本町を含む全ての町村の財政的な負担の軽減のため、本町の早期脱退への手続き変更を要請し、組合に了承いただいたとの報告を受けました。続いて、理事者側より組合臨時会に関する補足報告があり、今後は、予告脱退から通常脱退への本格的な協議が開始され、周辺整備基金に関する財産処分の協議等が始まるとの報告を受けました。」(R0.6.12.町議会会議録 町HP)と報告されている。

また、この議会では、令和元年度における組合負担金(11,558千円)が計上された補正予算案(第1号)を可決している。

令和元年度組合一般会計補正予算(第1号)の組合議会での可決、令和元年度吉野町一般会計補正予算(第1号)の町議会での可決をもって、吉野町の脱退に伴う組合財産処分等に関する調整会議が次のとおり、回を重ねて開催されている。

- ・令和元年6月26日 第1回さくら広域環境衛生組合事務局との打合せ会議
- ・令和元年7月5日 第2回さくら広域環境衛生組合事務局との打合せ会議
- ・令和元年7月19日 第3回さくら広域環境衛生組合事務局との打合せ会議
- ・令和元年8月7日 第4回さくら広域環境衛生組合事務局との打合せ会議

この調整会議で、財産の清算等に関する協議書(案)と構成団体数減少に伴う組合規約の一部を改正する規約(案)がまとめられた。各案は、令和元年8月26日に開催のさくら広域環境衛生組合正副管理者会議に提案され、いずれも承認されている。

「さくら広域環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産の清算等に関する協定書」に基づく清算は、地方自治法第289条の規定に基づき行われている。

清算の内訳については、担当課提出資料「さくら広域環境衛生組合を組織する地方公共団体の減少に伴う財産の清算等に関する協議書による清算内訳」のとおりである。

■「さくら広域環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産の清算等に関する協議書」による清算内訳				(単位：円)	
項目	吉野町の財産として試算	考え方	清算		
財	物品	92,856	・組合備品台帳登録財産評価額(649,992円)の均等割1/7を吉野町の資産とする。	20,741,449	(A) ※組合の資産として引き継ぐ(プラスの財産)
	基金負担金	17,411,000	・平成30年度吉野町負担額22,870,000円から奈良モデル補助金相当額5,459,000円を差し引いた17,411,000円を吉野町の資産とする。		
	余剰金	3,237,593	・平成30年度決算における余剰金に対する吉野町分負担割合による金額。 ○事務費人件費(均等割) 2,670,000円 ○事業費(ごみ量割) 567,542円		
	再実施委託料	△ 9,783,380	・吉野町の脱退により再実施が必要となった業務委託料(契約金額)を吉野町の負担とする。 ○基本設計業務 4,833,380円 ○生活環境影響調査 4,950,000円	△ 30,417,449	(B) ※吉野町が脱退することによって生じた負の財産
	業務遅延期間(再実施工期)にかかる人件費+事務費(7ヶ月)	△ 20,634,069	・吉野町の脱退により必要となった、業務遅延期間(稼働時期遅延)にかかる人件費及び事務費。 確実な遅延期間として再実施が必要となった業務期間(7ヶ月)における職員人件費今年度6名中4名分及び事務費を吉野町の負担とする。 (金額の根拠：人件費4名局長・技師・係長・主事18,462,390円+事務費2,171,679円※平成30年度決算ベース)		
差引	△ 9,676,000	組合の損失金額	△ 9,676,000	(C)	
財源	令和元年度負担金(吉野町)	△	・平成31年度当初予算にかかる吉野町負担金額	11,559,000	(D)
			・令和元年度組合議会6月補正吉野町負担額(吉野町9月議会予算計上予定)	4,927,000	
			・令和元年度吉野町負担金合計	16,486,000	
	負担金のうち、他の事業の財源となる金額	△ 2,061,000			
	差引残額	△ 4,749,000	組合の損失に充てる金額	9,676,000	
(C) + (D)		差引	0	(E)	

令和元年9月3日、令和元年第3回吉野町議会定例会第1日目の町長による行政報告の中で、「8月26日、さくら広域環境衛生組合正副管理者会議ということで、ここでは予告脱退を告げましたさくら広域環境衛生組合でございますが、通常脱退で進めさせていただきたいという話で予算化させていただきました。」(R0.9.3.町議会会議録 町HP)とある。また同定例会第2日目、産業建設委員会委員長報告で「先の第2回定例会においてご報告いたしました、さくら広域環境衛生組合からの脱退手続きの変更については、構成する全ての町村の財政負担及び事務手続きを軽減するため、令和3年1月末日をもって脱退するという、いわゆる予告脱退の手続きから全ての構成町村の議会の議決を経て脱退に伴う財産処分と清算方法についても事務調整が整ったとの報告を受け、その概要について説明を受けました。また、その脱退手続き変更と財産処分に関する議案を本定例会最終日に追加提出する旨の報告

を受けました。」と報告されている。同定例会第2日目に、財産の清算等に関する協議書(案)と規約の一部を改正する規約(案)を踏まえた2議案を上程。いずれも可決承認されている。また、一般会計補正予算(第2号)で、財産の清算等に伴う負担金増額分4,927千円を可決し、令和元年度における組合負担金は、当初計上額と補正額あわせて、16,486千円となっている。

令和元年10月1日に、奈良県知事のさくら広域環境衛生組合からの脱退が許可され、正式に吉野町が脱退した。「さくら広域環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により許可します。」(「奈良県指令市町村第671号」)

■平成30年度さくら広域環境衛生組合一般会計決算

(さくら広域環境衛生組合議会令和元年第2回定例会(令和元年10月24日)にて認定)

平成30年度組合一般会計決算					(単位:円)
款	当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	備考
1 分担金及び負担金	314,271,000	△ 95,195,000	219,076,000	217,527,000	組合負担金
2 国庫支出金	43,200,000	△ 30,743,000	12,457,000	11,748,000	循環型社会形成推進交付金
3 繰越金	0	11,769,000	11,769,000	11,769,494	
4 諸収入	0	0	0	102,124	
歳入合計	357,471,000	△ 114,169,000	243,302,000	241,146,618	
					(単位:円)
款	当初予算額	補正予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額
1 議会費	1,200,000	0	1,200,000	151,061	0
2 総務費	69,749,000	0	69,749,000	55,261,198	0
3 衛生費	283,522,000	△ 114,169,000	169,353,000	161,116,400	3,446,000
4 予備費	3,000,000	0	3,000,000	0	0
歳出合計	357,471,000	△ 114,169,000	243,302,000	216,528,659	3,446,000
					繰越明許費
歳入歳出差引額				24,617,959	
繰越明許費繰越額				3,446,000	
実質収支額				21,171,959	

■平成30年度組合事業に対する吉野町の負担金支出額 ごみ量割合 22.87%
44,406,000円(均等割分:8,890,000円・ごみ量割分:35,516,000円)

■令和元年度さくら広域環境衛生組合一般会計決算

(さくら広域環境衛生組合議会令和2年第2回定例会(令和2年10月28日)にて認定)

令和元年度組合一般会計決算						(単位:円)
款	当初予算額	補正予算額	繰越事業費繰越 財源充当額	予算現額	収入済額	備考
1 分担金及び負担金	75,163,000	20,746,000	0	95,909,000	91,099,000	組合負担金
2 繰越金	6,000	5,530,000	3,446,000	8,982,000	24,617,959	前年度繰越金
2 国庫支出金	0	869,000	0	869,000	3,600,000	循環型社会形 成推進交付金
4 諸収入	0	0	0	0	4,561	
歳入合計	75,169,000	27,145,000	3,446,000	105,760,000	119,321,520	
						(単位:円)
款	当初予算額	補正予算額	繰越事業費繰越 財源充当額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額
1 議会費	175,000	0	0	175,000	142,919	0
2 総務費	63,317,000	90,000	0	63,407,000	48,658,367	0
3 衛生費	8,677,000	27,055,000	3,446,000	39,178,000	26,562,261	0
4 予備費	3,000,000	0	0	3,000,000	0	0
歳出合計	75,169,000	27,145,000	3,446,000	105,760,000	75,363,547	0
				歳入歳出差引額	43,957,973	
				繰越明許費繰越額	0	
				実質収支額	43,957,973	

■令和元年度組合事業に対する吉野町の負担金支出額 ごみ量割合 23.75%

16,486,000円(均等割分:9,483,000円・ごみ量割分:6,988,000円)

※吉野町がさくら広域環境衛生組合構成町村として負担した金額計

■さくら広域環境衛生組合負担金(平成28年度~令和元年度)決算額					(単位:円)	
年 度	構成町村負担金 決算額	吉野町負担金 決算額	ごみ量割合	負担割合内訳		
				ごみ量割額	均等割額	
平成28年度	49,837,000	7,241,000	23.41% (H25年度実績)	312,000	6,929,000	
平成29年度	95,660,000	16,247,000	23.10% (H26年度実績)	6,764,000	9,483,000	
平成30年度	217,527,000	44,406,000	22.87% (H27年度実績)	35,516,000	8,890,000	
令和元年度	91,099,000	16,486,000	23.75% (H27年度実績)	6,988,000	9,498,000	
合 計	454,123,000	84,380,000		49,580,000	34,800,000	

以上を踏まえ、令和2年11月2日に受理した本請求における請求の趣旨についての監査結果は、次のとおり決定した。

【請求の趣旨】

吉野町が新たにごみ処理政策の策定の際、さくら広域環境衛生組合（以下「組合」という。）から脱退した場合と組合に加入していた場合とを比較し、どちらが吉野町民にとって経済的に有利であるかを比較検討することを求める。

（1）事実関係の確認

組合加入していた場合と組合脱退後の新たな一般廃棄物処理施策とのコスト比較を行い、加入していた場合の経済性の有利性を判断する根拠については確認できない。

確認できたものは、いずれも計画段階のものであり、今後も変動する未確定な数字であって、あくまでも試算、想定の域を越えないものである。

（2）監査委員の判断

脱退後、前町長から引き継ぎを受けた現町長の吉野町の一般廃棄物処理施策についての方向性については、請求人も「中井吉野町長は、ごみ処理政策の検討過程の透明性を確保し、町民との情報共有を重ね財政負担の少ない安心且つ持続可能なごみ処理の実現を図り、説明責任を果たすと町長就任の挨拶で述べている。」と認識しているように、中井町長の方針のもと、今後の吉野町の一般廃棄物処理のあり方について、地域代表者、公募委員、学識経験者による「吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会」で検討され、令和2年12月25日に提言書が町長に提出されている。その後、提言書を踏まえた「吉野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、将来の方向性が示された。また、現時点では、将来の検討と併行して、可燃ごみの処理を委託している橿原市との処理委託も進行中である。

このような流動的な状況で、請求人が求める「どちらが吉野町民にとって経済的に有利であるかを比較検討する」ことは、現実的に時期尚早であり、現時点でこの点に関連する経済的な事実を把握することは困難であるため、請求人が求めている脱退した場合と組合加入していた場合の有利性を比較し、当該事務の適否を監査で判断することを求める請求に応じることは、できない状況にあるものと判断する。

以上が、事務監査請求に対する監査結果である。

第7 監査委員の意見

自治体における一般廃棄物処理施策は、住民の日々の暮らしに欠かすことができない重要な施策のひとつである。

将来を見据えた県南部地域のごみ処理広域化を目指した計画が、奈良モデル事業のもとで進められていたことについて住民の周知の事実であったことを踏まえると、さくら広域環境衛生組合からの脱退は、多くの住民の戸惑いのごみ処理の先行きへの不安感を生んだことは容易に想像できる。

このような、これまでと異なる大きな方向転換を判断した際には、行政、議会が各々の役割と責務において、主権者である住民に対して、明確な意思のみならず、その判断に至る検討過程と共に将来を見通した代替策についても示し、広く住民に周知し、説明をおこなうなど、その合意形成過程を丁寧に住民の立場に立って進めることは、住民の信託を得た行政（首長）、議会の責務である。

今回の事務監査請求がなされたことを重く受けとめ、将来の吉野町における一般廃棄物処理について、住民の経済的な負担を説明する際には、過去の脱退判断の適否を検証できるよう、具体的な資料をもって住民に説明責任を果たされるよう求める。

